



平成26年度

貿易障害を生じる基準認証と国際規律

国際貿易投資研究所編

2015 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



この報告書は、競輪の補助金により作成しました。

<http://ringring-keirin.jp>



は し が き

広域メガ FTA への動意が加速し貿易が拡大する一方、参加国間の競合は様々な態様で激しさを増すとみられる。その一つと目されるのが、各国が運用する製品の基準認証に関わる貿易上の摩擦である。

国際規格といわれる多くは民間団体が定めたもので、それを各国がどう運用するか、何をもって国際規格と認定するかについては、必ずしも各国の立場は同一ではない。

その結果、各国間の相違が実態として貿易上の障害を生じる可能性があり、実際の事例も発生している。

目下、WTO の紛争処理に持ち込まれる案件は多発している状況ではないが、今後広域 FTA が実働する過程で、紛争事例の増加、WTO 判断・解釈に一層注目する必要がある。

そこで当研究所内に「貿易障害を生じる基準認証と国際規律」研究委員会を発足させて、欧米等の WTO 紛争事例の検証、各国の基準認証の輸入・販売に関わる法的規制等を調査研究した。

平成 26 年度「機械工業品輸出に対する技術的障害と標準化研究委員会」の構成は、次の通り。

委員長	松下 満雄	東京大学名誉教授、元 WTO 上級委員
委員	飯野 文	日本大学商学部准教授
委員	川島 富士雄	名古屋大学大学院国際開発研究科教授
委員	福永 有夏	早稲田大学社会科学部教授
委員	山田 次雄	(一財)日本規格協会執行役
事務局	湯澤 三郎	(一財)国際貿易投資研究所専務理事

本報告書「貿易障害を生じる基準認証と国際規律報告書」が関係者の皆様にとって少しでも参考になれば幸いである。

2015 年 3 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所

要 約

第 1 章 日本の基準認証と国際規格との整合事情について

本稿は、現在までの我が国における基準認証制度と国際規律との整合化への取り組みを記しております。現在、経済のグローバル化の中で、貿易障害を極力少なくしていくためには、国際規律に整合した標準化(規格)及び認証制度の確立が必要不可欠になっております。このことから、主に WTO/TBT 協定と我が国の JIS 制度、JIS マーク表示制度等との関係を整理しております。これまでの取り組みを振り返ってみますと、我が国旧来のキャッチアップ体質のまま、規格、ルールを、外部から持ち寄り、国際的な整合化を成し遂げてきております。今後とも、国際規格、国際ルールの重要性の高まりが継続していく中、この習い性を改め、我が国が、国際的なルールメーカとなるため、企業皆様の積極的な国際活動への参加を期待するものです。

第 2 章 TBT 協定の解釈及び適用に関する近年のパネル・上級委員会報告

近年、TBT 協定に関するパネル・上級委員会報告が多数採択され、TBT 協定規定の意味の明確化が図られつつある。中でも、米国クローブタバコ関連措置事件、米国マグロ・ラベリング措置事件、米国 COOL 要件事件における、TBT 協定附属書 1 パラグラフ 1(「強制規格」の定義)、TBT 協定 2 条 1 項(内国民待遇義務)、TBT 協定 2 条 2 項(「国際貿易に対する不必要な障害」をもたらさない義務)、TBT 協定 2 条 4 項(「国際規格」を「基礎として」用いる義務)の解釈は、今後の紛争において先例として参照されると予想される。

第 3 章 WTO 調達協定と標準化

政府調達とは、政府機関及び政府によって指定され、WTO 政府調達協定によって WTO に届け出られた団体による物品、サービス等の調達であるが、これに対して、国際規律として WTO 政府調達協定が適用される。その主要内容は、調達機関は調達の仕様策定に当たり国際規格に準拠すべきこと、入札は原則として公開入札又は選択入札によることとし、例外的に限定入札(随意契約)が認められること、入札参加者から競争を妨げるような内容の助言を受けてはならないこと、無差別原則(最恵国待遇、内国民待遇)を遵守すべきこと、しかし、公徳維持、国家安全保障等の正当な理由がある場合には、例外が認められること、等である。また、発展途上国については、種々の例外が認められている。

政府調達協定に関する紛争処理については、WTO 紛争処理手続による他、加盟各国は国内紛争処理機関を設置しなければならない。我が国においては、「政府調達苦情処理検討委員会」(CHANS)が内閣府内に設置されている。モトローラ/JR 事件においては、JR が「SUICA」の入札において JR の採択した仕様が ISO の国際規格案(ISO・IEC1443 TypeB)に準拠しなかったこと、仕様策定において落札者であるソニーから不当に助言を得たこと、ISO の規格案は事実上の標準であるのにそれを採択しなかったこと、が政府調達協定違反であるとして、JR を相手に CHANS に苦情申し立てを行った。CHANS は、ISO の国際規格案はまだ正式に採択されていないこと、JR とソニーが共同研究をただけでは不当な助言を受けたとはいえないこと、及び、ISO 規格案は未だに事実上の規格の水準に達していないことを理由として、モトローラ社の申し立てを排斥した。

研究開発を伴う高度機材調達において、研究開発で落札した者が機材調達入札において不当に有利になることを回避して公正な競争を維持する必要があるが、このために、米国防省、宇宙航空局(NASA)においては、研究開発の入札における落札者と機材調達の入札における落札者を分離する等の方式が行われることがある。これらは参考とすべき面があるが、企業の研究開発や機材開発のインセンティブを阻害するおそれもあるので、その採択に当っては、慎重な配慮が必要である。

第4章 中国の技術標準に関する仮想事例 — TBT 協定適合性の観点から —

本章では、中国が一定の技術標準を強制規格として採用したという仮想事例を取り上げ、当該事例の中で取られた措置の TBT 協定適合性を検討する。まず、中国による独自標準の制定やその国際標準化の動きを紹介した上で、具体的な仮想事例を紹介し、同事例でとられた中国の措置が、TBT 協定との適合性の観点から、どのように評価されるか争点毎に分析する。以上の検討を受け、最後に日本政府及び日本企業がとるべき戦略について私見を述べる。

目 次

第 1 章	日本の基準認証と国際規格との整合事情について	1
	一般財団法人日本規格協会 執行役 山田 次雄	
第 2 章	TBT 協定の解釈及び適用に関する近年のパネル・上級委員会報告	20
	早稲田大学社会科学部 教授 福永 有夏	
第 3 章	WTO 調達協定と標準化	40
	東京大学名誉教授・元 WTO 上級委員 松下 満雄	
第 4 章	中国の技術標準に関する仮想事例 — TBT 協定適合性の観点から —	59
	名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 川島 富士雄	

第1章 日本の基準認証と国際規格との整合事情について

一般財団法人日本規格協会 執行役

山田 次雄

第1節 標準化の目的・意義

標準化(Standardization)とは、「自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化すること」ということができる。また、標準(=規格: Standards)は、標準化によって制定される「取決め」と定義できる。標準には、強制的なものと任意のものがあるが、一般的には任意のものを「標準(=規格)」と呼んでいる。したがって、工業標準化とは、工業分野における標準化のことであり、我が国では、国が定める工業標準として日本工業規格(JIS)が制定されている。

工業標準化の目的・意義は、具体的には、自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまう「もの」や「事柄」について、経済・社会活動の利便性の確保(互換性の確保等)、生産の効率化(品種削減を通じての量産化等)、公正性を確保(消費者の利益の確保、取引の単純化等)、技術進歩の促進(新しい知識の創造や新技術の開発・普及の支援等)、安全や健康の保持、環境の保全等のそれぞれの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に「統一」又は「単純化」することであると言える。

これらを「規格」の機能(働き,作用)に着目して整理すれば、次のように説明することができる。

1. 経済活動に資する機能

(1) 製品の適切な品質の設定

工業標準化は、製品の品質に関し一定の水準を与えることができる。この場合、製品の品質に係る工業標準化は企業ニーズに重点を置いたものとするのではなく、使用者、消費者ニーズ及び公共の利益等社会ニーズについても十分に配慮した上で品質を規定する必要がある。更に、安全性や環境保護の分野では強制法規の技術基準によって規制されている場合が多く、社会ニーズへの対応の観点から、工業標準化は、これらの技術基準との技術的な連携に留意する必要がある。

(2) 製品情報の提供

工業標準化は、商取引において売り手と買い手の双方の便益に資する形で、製品の寸法や性能・成分・強度といった品質等の製品の選択に必要な不可欠な情報を提供し、取引上のコスト削減に資することができる。

(3) 技術の普及

製品の性能や試験方法等について行われる工業標準化は、その技術について広く産業活動等への利用／普及を促進し、その結果、類似の技術開発の無用の重複を避け、生産性を向上し、更なる技術向上に労力を向ける等技術の発展に資することができる。

(4) 生産効率の向上

工業標準化により、製品の種類、分類、性能が「単純化」され、生産活動における量産化が可能となり、スケールメリットによる価格低減が図られ、生産効率の向上に資することができる。なお、近年の生産技術の高度化は、消費者ニーズ等から製品の「多様性」を許容する方向に向かっており、この場合、工業標準化は、製品の「多様性」も許容しつつ、必要な「統一」や「単純化」を行うといった技術的な調整を行い柔軟性のある一定のルールを構築するツールとして活用することができる。

(5) 競争環境の整備

製品の性能等の試験方法及び評価方法の工業標準化は、製品間の性能等の客観的な比較が可能となり、更に、技術の基礎的、共通的事項を統一又は単純化することにより、真に技術的な発展が期待される技術要素について競争を促進することができる。

(6) 互換性・インタフェースの整合性の確保

部品相互の組み立て、部品の交換に際し、互換性が確保されていないことによる組み立てや交換の支障は非常に不便である。工業標準化は、このようなボルト及びナット間や、蛍光灯及び照明機器間の互換性を規定し、部品等の容易な交換を可能とすることができる。更に、近年では、コンピュータシステム間のインタフェースの標準化、情報、FA (Factory Automation)、電子商取引等の分野での互換性、相互適用性等インタフェースの整合性の確保を工業標準化によって実施することが重要となっている。

2. 社会的目標の達成手段としての機能

我が国においては、標準化事業が工業標準化法に基づいて鉱工業品の品質の改善、生産能力の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るという行政の一環として実施されている。このため、政策目標の遂行が標準化の目的として採り上げられる。例えば、“産業競争力の強化、競争環境の整備”、“研究開発の成果の普及”、“省エネルギー・省資源”、“消費者保護”、“高齢者・障害者対応”などが政策目標として挙げられる。

3. 相互理解を促進する行動ルールとしての機能

工業標準化は、関係者(製造業者、流通業者、使用者、消費者、研究者等)間で技術的要求事項、技術データ等を相互に伝達(コミュニケーション)する手段として、用語、記号、計量単位、試験評価方法、生産方法、品質、安全度、仕様書のフォーマット表示等について技術基盤を統一することができる。更に、近年は国際標準化を視野に入れた工業標準化として、試験評価方法や消費財に関する仕様書、マーク表示、各種マネジメントシステムの指針等が重要となっている。

4. 貿易促進としての機能

貿易がグローバル化し貿易量も増大している一方で、各国の国家規格、強制法規の技術基準がそれぞれ異なっている場合はこれらの国家規格や技術基準の相違が貿易を阻害してしまう可能性がある。各国の強制法規の技術基準についてはそれぞれ整合させることは困難であるが、このような場合、工業標準化が自由貿易の維持・発展を図る目的として活用される。すなわち、各国の国家規格等が、国際標準化機関(ISO/IEC)が国際的なコンセンサスに基づいて制定する国際規格と整合化を図り、更に、このような国家規格を強制法規の技術基準が引用／採用することで達成される。

第 2 節 標準化が必要となる種々の要因について

1. 経済のグローバル化による国際標準化の必要性について

1980 年代から 1990 年代初頭にかけては、国際標準を含めた標準はデファクト標準が中心であった。もちろん国際的には ISO や IEC、日本国内においては JIS といったデジュール標準は存在していたが、利便性の向上などを目的とした、社会貢献的な意味合いが強いものであった。デファクト標準は、マイクロソフトのウインドウズや日本ビクターの VHS ビデオ、インテルの CPU などの例が有名で、この時代にはデファクトによって標準を獲得することが市場の独占を意味していたことから、企業の事業戦略として理解し易いものであった。

世界中の各国、各地域においてそれぞれ異なった標準が存在すると企業にとってはそれぞれの市場に合わせて仕様の異なった製品を製造する必要が生じるため、コストアップが生じ、企業側、消費者側の双方に不利益をもたらす原因となりうる。これらをこのような社会的な利益である利便性の面から解決しうるのが国際標準の考え方の一つとなっている。

2. WTO/TBT の成立

1995 年に WTO/TBT 協定が発効した。WTO¹は単に国際貿易の関税の撤廃のみが目的ではなく、国際貿易の推進のために障害となると思われるものについても排除していくことになっている。TBT 協定²(Agreement on Technical Barriers to Trade)は、各国で用いられている基準認証制度が技術的に貿易の円滑化の障害になるようなことを防ぐための協定である。この協定発効以降、各国内で定められている強制規格や任意規格及びそれら規格の適合性評価制度の国際準拠³や、政府調達における遵守規則が列挙されている。

大元の国際ルールを理解すべく、WTO 協定の全体概要及び TBT、政府調達の両協定について解説する。

¹ WTO：世界貿易機関(World Trade Organization)。本部はスイス連邦ジュネーブ市。

² TBT 協定：貿易の技術的障害に関する協定

³ 国際準拠：代表的な国際規格を策定する組織としては、ISO、IEC、ITU などが想定されている。

(1) WTO とは

WTO は、1995 年にそれまでの GATT(関税と貿易に関する一般協定)を引き継いで発足した。WTO の主目的は、「生活水準の向上、完全雇用の確保、高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加、資源の完全利用、物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」であり、市場経済原則によって世界経済の発展を目指すこととされている。

WTO 協定は、WTO 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及びその附属書から構成されている。附属書 1A から附属書 3 までの各協定は、WTO 設立協定と一体を成し、WTO 全加盟国間で適用される。(表参照)

一方、附属書 4 の各協定はそれぞれ独立した協定であり、各協定の締約国の間でのみ適用される。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

この協定は、ウルグアイ・ラウンドの成果を実施し、今後の多角的貿易交渉の枠組みとなる WTO を設立するための協定であり、WTO の組織、加盟、意思決定等に関する一般的な規定から成る。

表 WTO 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

附属書1A: 物品の貿易に関する多角的協定

- ① 1994年の関税及び貿易に関する一般協定
- ② 農業に関する協定
- ③ 衛生植物検疫措置の適用に関する措置
- ④ 繊維及び繊維製品(衣類を含む)に関する協定
- ⑤ **貿易の技術的障害に関する協定(TBT: Technical Barriers to Trade)**
- ⑥ 貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMs: Trade Related Investment Measures)
- ⑦ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定(アンチダンピング協定)
- ⑧ 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定(関税評価に関する協定)
- ⑨ 船積み前検査に関する協定(PSI: Preshipment Inspection)
- ⑩ 原産地規則に関する協定
- ⑪ 輸入許可手続に関する協定
- ⑫ 補助金及び相殺措置に関する協定
- ⑬ セーフガードに関する協定

附属書1B: サービスの貿易に関する一般協定

(GATS: General Agreement on Trade in Services)

附属書1C: 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

(TRIPS: Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)

附属書2: 紛争解決に係る規則及び手続に関する了解

(DSU: Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes)

附属書3: 貿易政策検討制度(TPRM: Trade Policy Review Mechanism)

附属書4: 複数国間貿易協定

- ① 民間航空機貿易に関する協定
- ② **政府調達に関する協定**

WTO 協定の基本原則としては、最恵国待遇原則、内国民待遇原則、数量制限の一般的廃止の原則、そして合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則の四つがあげられる。

このうち、特に基準認証分野においても密接に関係しうるのは最恵国待遇原則と内国民待遇原則である。

1) 最恵国待遇原則

前述のとおり、最恵国待遇原則とは WTO 協定の基本原則の一つであり、いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全ての加盟国に対して与えなければならない規則である。具体的には、ある WTO 加盟国が X 国との間で製品 a の関税率を 5% に削減することを合意した場合、この関税率は X 国以外の全ての WTO 加盟国に対して適用しなければならない。要すれば、ある国が一定の問題に対して他国に有利な条件を付与しても、他の WTO 加盟国も同様の条件を享受できることを意味している。

以下に最恵国待遇原則に関する法的規律として GATT 上の規定を列挙する。

(a) 一般的最恵国待遇(GATT 第 1 条第 1 項)

GATT 第 1 条第 1 項は、加盟国は、同種の製品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の製品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない旨定めている。すなわち、同種の製品であるにもかかわらず、輸入相手国によって異なった関税率を定める等明白に特定国に対する差別を行うことは禁じられている。さらに、表面上は特定国を明示していなくとも同種の製品と判断される製品の間で異なった待遇を与えることにより、事実上ある特定の加盟国の製品が差別される結果になる場合も違反となりうる。

(b) 数量制限の無差別適用(GATT 第 13 条)

GATT 第 13 条は、製品について数量制限や関税割当を行う場合には、すべての国の同種の製品に対して無差別に行わなければならないこと、輸入制限や関税割当を行う場合には、その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべきこと等、数量制限適用に当たっての最恵国待遇を定めており、第 1 条を補足している。

(c) 国家貿易企業(GATT 第 17 条)

国家貿易企業は、加盟国によって設立・維持される国家企業、又は、加盟国によって排他的な若しくは特別の特権を許与された私企業で輸出入を伴う購入・販売を行う組織をいう。これらは、その独占的地位を利用して輸入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に重要な障害となるような運営を行うことも可能である。

(d) 最恵国待遇の例外

最恵国待遇原則にも以下のような例外規定が設けられている。

① 地域統合(GATT 第 24 条)

地域統合は、当該地域の内外で異なった待遇が与えられる結果となるが、域内の関税等の撤廃がなされることにより貿易自由化を促進し WTO の補完に繋がると考えられる。そのため、GATT 第 24 条は、①域内における全ての関税その他の貿易障壁の実質的な廃止及び②域外諸国に対する関税その他の貿易障壁を地域統合への参加の前後で制限的にしない場合に限って、地域統合に最恵国待遇原則の例外を認めている。

② 一般特惠

先進国が開発途上国の発展の支援のため設定している一般特惠にかかる関税率を、加盟国全てに適用する必要はない旨定められている。

③ 特定加盟国間における多角的貿易協定の不適用(WTO 設立協定第 13 条)

WTO 原加盟国間で WTO 協定発生前に GATT 第 35 条の規定が適用されていた場合と、既加盟国と新加盟国との間で加盟条件に関する合意前に、いずれかの国が協定の適用に同意しない旨の通報をした場合には、特定加盟国間において多角的貿易協定の不適用ができると定めている。

④ その他の例外

その他の例外としては、隣接国との国境貿易に関する規程(GATT 第 24 条第 3 項)、英国連邦等 GATT 成立当時に存在していた特定国への優遇制度の存続を規定する特惠(GATT 第 1 条第 2 項)が存在しているほか、最恵国待遇原則にも適用される一般例外として、公聴の保護、生命又は健康の保護に必要な措置(GATT 第 20 条)、安全保障(GATT 第 19 条)、ウェーバー取得による例外(WTO 設立協定第 9 条第 4 項)がある。

⑤ GATT 以外の最恵国待遇規定

WTO 設立協定により、GATT 時代には基本的にモノの貿易に適用されてきた最恵国待遇原則は、サービス貿易(サービス協定第 2 条)や知的財産権の保護(TRIPS 協定第 4 条)の分野に拡大された。

2) 内国民待遇原則

内国民待遇原則は、最恵国待遇と同様 WTO 協定における基本原則となっている。本規定は、輸入製品に対し、国境措置である関税を除き同種の国内製品に対するものと差別的な措置を課してはならない旨定めている。これは、WTO 加盟国の国内における隠された貿易障壁をなくすことを目的としており、多角的自由貿易体制の安定化に必要な措置である。

(a) 法的規律(GATT 第 3 条)

GATT 第 3 条で規定されている内国民待遇原則は、第 1 項において、国内生産保護を目的として内国税等の国内規制を輸入製品に適用してはならない旨の規定がなされているのに加え、第 2 項、第 4 項で同種の製品や直接的に競争し若しくは代替可能な製品において、当該国の国内製品と同等の水準の待遇を受ける旨の規定がなされている。

(b) 内国民待遇原則の例外

① 政府調達

政府調達に関しては、WTO 加盟国にとって、国防上の必要性から国内製品を開発し購入する必要があったり、中小企業対策、地域産業振興、高度技術開発など当該国において政策手段として用いられることがあることから、例外が認められている（GATT 第 3 条第 8 項）。

一方、複数国協定となっている政府調達協定においては内国民待遇が規定されている。これは、必ずしも WTO 加盟国は政府調達協定に加盟する必要がないためであった、実際に政府調達協定を締結しているのは、先進国が中心である。

② 国内生産者補助金

WTO 加盟国は、補助金及び相殺措置に関する協定に反しない限り、国内生産者のみに補助金を交付することを認められている。これは、補助金が産業政策手段として有効なもので、交付は当該国の裁量範囲という認識から定められているものであるが、自由貿易の阻害になるおそれもあるため、補助金協定に詳細な規定がなされている。

③ 開発の初期段階にある加盟国に対する例外措置

開発の初期段階にある加盟国においては、GATT に合致したルールでは、自国産業を発展させ、自国民の一般的生活水準を引き上げることが困難な場合があり得る。この場合、GATT 第 18 条 C(第 13 項～第 21 項)により、他の加盟国への通報及び協議を経た上で、内国民待遇原則の例外が認められている。

④ その他の例外措置

GATT 第 3 条第 10 項、第 4 条で規定されている映画フィルムの映写時間割当に関しての例外のほか、GATT 第 20 条の一般的例外規定、第 21 条の安全保障上の例外規定、WTO 設立協定第 9 条のウェーバー規定については最恵国待遇原則と同様、内国民待遇原則でも適用される。

3) 貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)

WTO 協定の中でも基準認証分野に密接に関係しているのが、貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)である。本協定の制定の意義は次のとおりである。

加盟各国においては、製品の品質や試験方法などに関する基準(規格)とそれらの基準に適合しているかどうかを評価する認証制度が構築されているが、これらの制度は、通常、品質や安全性の確保、環境の保全などの目的で運用されている。しかしながら、これらの制度はその運用方法次第で輸入制限や輸入品に対する差別的な待遇を与えることにつながり、結果として自由貿易を制限することがあり得る。また、当該国において、外国産品が適合性評価を受けることが当該国の国内産品に比して困難な場合は、その国の基準・認証制度自体が市場参入の障壁となることがある。このような障壁を除去するため、GATT の場では基準認証制度に関して国際的なハーモナイゼーションを推進し制度の透明性の確保を目指して

きた。東京ラウンド⁴においては、1979年に「貿易の技術的障害に関する協定」(通称「GATTスタンダードコード」)が成立した。この時の協定は批准国だけが適用されるものであったため義務の適用が部分的なものであったが、ウルグアイ・ラウンドでは、この協定を強化する形で TBT 協定が合意された。この TBT 協定は WTO 加盟時に一括受諾対象の協定となったため、全ての WTO 加盟国で適用されるものとなり、各国の基準認証制度の手続きによる不要な貿易障害の除去を徹底し、自由貿易体制の強化が図られることとなった。

(a) 強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用(第 2 条)

TBT 協定第 2 条は、WTO 加盟各国において定められている強制規格に関する基本原則について述べられている。

具体的には、加盟国から輸入される製品に対して、最恵国待遇原則と内国民待遇原則による待遇を与えることとされているほか、強制規格が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない旨定められている。また、加盟国において強制規格が必要な場合は国際規格を基礎として用いることや制定された全ての強制規格に関して速やかに公表することが求められている。

(b) 任意規格の立案、制定及び適用(第 4 条、附属書 3)

第 4 条は、加盟国において定める任意規格について、附属書 3 に記載されている立案、制定、適用のための適正実施基準を受け入れ、遵守することを義務づけている。

附属書 3 のポイントは次のとおり。

- ① 貿易の障害となるような規格制定を回避
- ② 国際規格を基礎とした任意規格の制定
- ③ 国際規格制定への積極的参加
- ④ 規格制定に関する作業計画を少なくとも 6 か月に 1 回公表。ISO/IEC 情報センターに作業計画の存在を通報。
- ⑤ 規格制定前には、原則として少なくとも 60 日の意見受付期間を設置。

(c) 中央政府機関による適合性評価手続(第 5 条)

加盟国における適合性評価手続について、国際標準化機関によって発表された指針、勧告を基礎として用いることを義務づけている。

(d) 適合性評価の中央政府機関による承認(第 6 条)

各加盟国は国際標準機関の定める指針や勧告にしたがい認定を受けた海外の認証機関に対して、十分な技術的能力があると認め、可能なときはその適合性評価手続の結果を受入れることを義務づけている。

⁴ 東京ラウンド：1973 年 9 月のガット東京閣僚会議で採択された東京宣言に基づいて正式に開始された。しかし、「石油ショック」など種々の困難に直面し大幅に遅れた。本格的な交渉は、1978 年 1 月中旬から行われ、1979 年 4 月に主要国間で実質的に交渉が妥結した。

(e) 3 年見直し(第 15 条)

TBT 協定は、TBT 委員会によって 3 年ごとにその実施及び運用について適切かどうかを検討することとなっている。このうち重要視できるのは 2000 年に行われた第 2 回見直しであり、このときに透明性、開放性、公平性、効率性・市場適合性、一貫性、途上国への配慮を内容とする「国際規格作成プロセスに関する諸原則」が採択された。この見直しの背景は、TBT 協定発効後、世界各国において ISO 等で作成される国際規格の重要性が増大し、特に各国の既存の制度を変更する義務を負うなどのコストが発生し、国家間で利害が生じる可能性が大きくなってきた。事実、ISO や IEC といった国際標準化機関は、規格策定における投票にあたり、票数の多い欧州主導の運営が行われ、日本、米国その他のアジア諸国など非欧州国の関心が十分に反映せず、結果として当該製品の世界市場における使用度合いや技術的妥当性の観点で不適当な規格が国際規格として成立してしまう事例が散見された。第 2 回見直しで採択された原則は、このような弊害を除去する観点で、大きな意義を持つものである。当時議論された具体的な問題点の内容は次のとおりである。

- ① TBT 協定の規定により、世界市場における使用度合い、技術的内容等が考慮されずに策定された国際規格に対して使用義務が発生してしまう場合、当該規格が不適切なものにもかかわらず、各国において、当該国際規格よりも優れた技術基準等の規格を有していても国際規格への適合を余儀なくされるほか、国際規格への適合コストなどが発生する可能性が存在し、場合によっては市場の喪失にもつながりうることである。この問題に対し、国際規格の策定プロセスにおいて、文書の開示などの透明性、規格策定委員会等への自由な参加を認めることなどの開放性、世界各国の多様な意見の考慮などの公平性が必要である等について合意された。
- ② 不適切な国際規格に基づき強制規格を制定してしまった場合、当該強制規格が不必要な貿易障害となっていると推定されるにもかかわらず、TBT 協定第 2 条第 5 項により当該強制規格が国際規格に適合していることをもって、不必要な貿易障害をもたらさないと誤った推定をされる可能性がある。この問題については、諸原則に明確な対策が盛り込まれなかったが、当該国際規格の策定の際の諸原則非整合性を指摘することによって反証が容易になると考えられる。
- ③ ISO が CEN(欧州標準化機関)とのみ協力協定⁵を締結し、ISO 規格の原案作成が CEN に委託され、それを基に国際規格としての策定投票が行われるなど、欧州偏重な運営が散見された。この問題に対して、前述の透明性、開放性、公平性の諸原則について、ISO が地域標準化機関などに規格原案や技術的作業が委任された場合にも遵守されるべきことが合意された。

⁵ 協定：ウィーン協定。ISO と CEN との間に締結されている技術協力に関する協定。1991 年 6 月に発効した

4) 政府調達協定

(a) 協定の意義、背景

政府調達市場の規模の各国の経済に占める割合は、一般的には 10～15%程度とされており、特に経済規模が大きい先進諸国では途上国に比して規模も大きなものとなる。よって、政府調達による内外差別的な措置は、自由貿易体制の推進に及ぼす影響は大きなものになることが想定される。

GATT では歴史的に国家安全保障や発展途上国における特定産業の保護・育成の観点から内国民待遇原則の例外を認めてきた。具体的な優遇策としては、①入札に外国企業を参加させない方法、②国内産品を一定割合使用する者に対して入札価格に競争上の優遇を与える方法、③応札者に対して国内産業の振興を図る観点から様々な条件を課す方法等がある。これらの優遇策は、短期的には当初目指した効果をあげることが可能であるが、長期的には、外国からの入札者に対する競争環境が確保されない場合、調達側にとっては、最低価格かつ最良の物品やサービスの調達を妨げ、政府予算の最大限の活用を妨げる結果となるほか、入札側にとっては過度の保護による産業の弱体化や自由貿易体制における弊害となる。

しかしながら、政府調達の取引金額の規模を考察した場合、自由貿易体制に及ぼす影響が非常に大きいことから、ケネディ・ラウンド⁶以降、政府調達における国産品の優遇が非関税障壁の一つとして採り上げられ、その解決策の議論が行われた。その結果、1979 年の東京ラウンドにおいて政府調達において内国民待遇及び最恵国待遇を確保するための協定(旧政府調達協定)が先進国間の複数国間条約として成立した。その後、ウルグアイ・ラウンドにおいて、範囲の拡大に伴う条文の改訂などが行われ 1996 年に発効したが、本協定は WTO 加盟における一括受諾の対象ではないため、参加国は先進国中心で少数にとどまっている。

(b) 協定の内容

旧政府調達協定時から入っている内国民待遇原則や最恵国待遇原則はもちろんのこと、1996 年に発効した協定では、適用範囲のサービス調達への拡大や対象機関の地方政府・政府関係機関に拡大された。具体的には、我が国の政府調達の該当機関は、立法、司法を含む全ての中央政府機関、47 都道府県及び 12 政令指定都市、73 特殊法人及び 66 独立行政法人となっている。他国においては、米国は中央政府の他に 37 州及び 11 政府関係機関、EU では EU 理事会・委員会を含む全ての中央政府のほか、市町村レベルを含む全ての地方政府、上水道、電力、港湾、空港などが含まれる。

また、これら政府機関の調達手続に違反があると思われる者が苦情を申し立てることが可能となったほか、本協定にかかわる紛争の解決手続についても定められた。民営化にともなって対象機関を附属書から除外する手続について、各国政府からの除外要望組織の通報に対し異議がない場合は除外がそのまま認められ、異議があった場合は前述の紛争解決手続での解決が図られる。しかし、協定の中で民営化の定義がなされていないため、我が国の JR 東日本⁷や JR 西日本は既に政府保有株式が全て売却され完全民営化されたが、EU は両者を政府調達協定の適用対象から除外することについて異議を撤回していないということが起こっており、今後の協定見直しの際に民営化の定義を定めることとなる。

⁶ ケネディ・ラウンド：1964 年 5 月から 1967 年 6 月まで行われた GATT の交渉。

⁷ JR 東日本：過去に国際規格となっていない suica 方式を落札した際、米国企業から政府調達協定違反であるという苦情申立がなされた事例がある。

第3節 国際ルールと日本の基準認証との整合事情について

1. WTO/TBT 協定と工業標準化制度

1980 年、ガットスタンダードコード⁸に基づく JIS の国際規格の整合化を図るための活動を開始した。1995 年 1 月の WTO/TBT 協定の発効に伴い、政府は「規制緩和推進計画」(1995 年 3 月)を策定し、我が国の基準認証制度の国際整合化の推進を図った。任意規格である JIS についても、当時、約 8,000 規格を数えた JIS のうち、対応国際規格のある JIS 約 4000 規格を対象とし、1995 年度から 3 カ年の計画で整合化作業を実施した。

国際整合化を進める過程においては、特定地域のみで利用され我が国をはじめとして国際市場の実態を反映していないもの、長期間見直されず現状の技術水準と乖離してしまったもの、環境上問題のある有害物質を使用することが定められているものなど、国際規格の規定内容が不適切であり、かつ、JIS の規定内容に技術的合理性が認められるものがあることが判明した。これらについては、1998 年度以降、国際規格を適正なものに改正するための国際規格改正提案活動を開始し、現在に至っている。

当時、JIS の国際整合化の基本的な考え方は、次のとおりであった。

(1) 法令、技術基準等との調和

JIS は国民の安全・衛生の確保、公害等の防止等を図る観点から、薬事法、電気製品安全法との法令、技術基準等強制規格に引用され、又は国、地方公共団体の調達基準としても用いられてきている。このため、対応国際規格を採用した JIS が法令等に引用され、技術的調和が図られることは、我が国の技術基準が国際的にも透明性が確保され、貿易の技術的障害が緩和されることに繋がる。

(2) 規格体系の整合

規格体系の整合(国際規格の体系にあわせパート制とする、又は複数の国際規格を一つの JIS とするなど)についても考慮し、JIS が対応国際規格を“採用したもの”とみなすため、ISO/IEC ガイド 21 に照らし、対応の程度を“一致(IDT)”又は“修正(MOD)”のいずれかとすることを原則とした[“同等でない(NEQ)”の場合は、特別な事由⁹をもつものに限定する]。“修正(MOD)”の場合においえても国際規格との差異は、必要最小限とした。

⁸ ガットスタンダードコード(GATT standards Code) : Agreement on Technical Barriers Trade(貿易の技術的障害に関する協定 : TBT 協定)は、当時一般的にスタンダードコードと呼ばれていた。製品の品質、安全基準、試験、検査方法等を含む規格及びそれらの規格との適合性を証明する認証制度の制定・運用が不必要な貿易障害とならないようにするため、内外無差別の原則と手続きの確保を目的に策定された GATT の下での協定である。スタンダードコードは、多角的貿易交渉(東京ラウンド : 1973 年(昭和 48 年))の一貫として交渉が進められ、1980 年(昭和 55 年)1 月に発効。日本は、同年 5 月から発効。その後の WTO/TBT 協定の基礎となっている。

⁹ 「特別な事由」 : 例えば対応国際規格が各国の実情をそのまま盛り込んだ内容であり(共存[Cohabitation]形の国際規格)、又は試薬、その他の物質が環境規制物質である場合をいう(参考表参照)。

これまでの整合化作業によって、現在の JIS と国際規格の整合化状況は、次のとおりとなる。

- 1) JIS 規格発行総数：10,500 規格
- 2) ISO 規格発行総数：19,977 規格
- 3) IEC 規格発効総数：6,971 規格
- 4) JIS の国際整合化状況(整合化対象 JIS：5725 規格)
 - ・ 一致(IDT)： 2187 規格 (39%)
 - ・ 修正(MOD)： 3158 規格 (57%)
 - ・ 非同等(NEQ)： 215 規格 (4%)

(2015 年 3 月末現在)

参考表 WTO／TBT 協定附属書 3F 項の「ただし書き」に該当すると思われる例

(1) WTO/TBT 協定条文:不十分な保護の水準
① 該当事項: 有害物質(例えば水銀塩,クロム酸,フロン)の使用 該当JIS 例: 分析及び試験方法(JIS K 2510:98潤滑油一さび止め性能試験方法) 理由: 環境保全のため(少量でも規制する必要あり) ② 該当事項: 安全(例えばクロロホルム) 該当JIS 例: 分析及び試験方法(JIS H 1056:97銅及び銅合金中のニッケル定量方法等) 理由: 作業の安全衛生の確保のため
(2) WTO/TBT 協定条文:気候上の又は地理的な基本的要因
① 該当事項: 気候上の要因 該当JIS 例: JIS C 8201-1(低圧開閉装置及び制御装置－第1部: 通則)の標準条件 理由: IECは欧州の気候条件に合わせ湿度:50%、JISは日本の気候条件に合わせ湿度:85%を超えてはならないとした ② 該当事項: 地理的な要因(体格) 該当JIS 例: JIS A 0017:98(キッチン設備の寸法)の作業台の高さ 理由: 欧州人とアジア人の成人の身長差 ③ 該当事項: その他地理的な要因 該当JIS 例: JIS M 8705:96(鉄鉱石-コンサインメントの水分決定方法)の試験条件 理由: 日本は鉄鉱石の輸入国であることから、ISOに規定されている積地条件は将来にわたって適用されないため削除

(3) WTO/TBT 協定条文: 基本的な技術上の問題

① 該当事項: 電源電圧, アース線の取り方・感電に対する保護

該当JIS 例: JIS C 9335-1 (家庭用及びこれに類する電気機器の安全性) で例えばクラス0を採用し、定格電圧150Vを超えない屋内用機器について認めることとしている

理由: 配電電圧日本: 100V, 200V 欧州: 230V

日本の家庭用コンセントにアース極付コンセントが普及していない

② 該当事項: TVの放送方式

該当JIS 例: JIS C 6101-3 (テレビジョン受信機試験方法第3部:
副搬送波方式の音声多重テレビジョン受信機の電氣的測定)

理由: 日本で普及していないIECのPAL, SECAMの色復調方式を削除

③ 該当事項: 電源コンセントのプラグ<日本は2ピン(ULタイプ), 欧州は3ピン(アース線入り)>

該当JIS 例: JIS C 8303 (配線用差込接続器)

理由: 配電電圧が違うため

日・米: 100V系

欧州: 200V系

④ 該当事項: 一般照明用電球の口金

該当JIS 例: JIS C 7501 (一般照明用電球)

理由: 日本はE27を不採用日本はE26(mm)が完全に普及しており、切り換えによる安全保護上の問題があるため

日・米: E26(mm)

欧州: E27(mm)

⑤ 該当事項: 国際規格の技術的内容が古い

該当JIS 例: JIS H 1334 (マグネシウム合金のマンガン定量方法)

理由: ISOは25年以上前の操作が煩雑で時間のかかる方法

注記: 「基本的な技術上の問題」については定説がなく、今後の実例の積み重ねによるものである。

2. WTO/TBT 協定と適合性評価制度

1995年に発効したWTO/TBT協定は、加盟国の技術基準や任意規格の制定について、国際規格の採用を要求することに加えて、加盟国が実施する適合性評価についても、国際標準化機関が定めるガイドや国際規格の国内制度における活用(第5条中央政府による適合性評価手続き、5.4)を要求している。加えて、加盟国に対して、適合性評価手続きの相互承認(mutual recognition)(第6条適合性評価の中央政府機関による承認、6.3)交渉の実施を要求している。この協定の発効に伴い、我が国でも、ISOとIECが定めるガイドや国際規格を採用した認証制度の構築に努めている。

【参考】貿易の技術的障害に関する協定(関連部分抜粋)

第 5 条中央政府機関による適合性評価手続き

- 5.4 加盟国は、産品が強制規格又は任意規格に適合していることの明確な保証が必要とされる場合において、国際標準化機関によって発表された関連する指針もしくは勧告が存在するとき又はその仕上がりが目前であるときは、当該指針もしくは勧告又はこれらの関連部分を中央政府機関が適合性評価手続きの基礎として用いることを確保する。

第 6 条適合性評価の中央政府機関による承認

- 6.3 加盟国は、他の加盟国から要請があった場合には、それぞれの適合性評価手続きの結果の相互承認（mutual recognition of results of each other's conformity assessment procedures）のための合意をすることを目的として交渉するよう奨励される。

3. 国際標準化機構／適合性評価委員会 (ISO/CASCO)

国際標準化機構 (ISO) の適合性評価委員会 (CASCO) では、認定機関、認証機関、審査登録機関、試験所等の適合性評価の様々な形態に応じた要求事項に関するガイドを策定しており、また、1997 年には規格策定の機能も付加され、積極的に適合性評価関連の国際規格、ガイドを整備している。適合性評価委員会 (CASCO) における審議成果を踏まえて ISO と IEC が制定している適合性評価に係る主な国際規格・ガイドを【参考】に示す。

【参考】適合性評価に関する主なガイド及び国際規格

- ・ ISO/IEC17000 「適合性評価-用語及び一般原則」 (JISQ17000)
- ・ ISO/IEC17011 「適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項」 (JISQ17011)

従来、試験、検査、認証などの適合性評価毎に定められていた適合性評価機関に対する要求事項、ISO/IEC ガイド 58(試験所・校正機関認定)、ISO/IECTR17011 及び ISO/IEC ガイド 61 を統合した形で、2004 年に制定したもの。
- ・ ISO/IEC17021 「適合性評価－マネジメントシステムの審査及び認証を提供する機関に対する要求事項」 (JISQ17021)

これまでの ISO/IEC ガイド 62(品質)、ISO/IEC ガイド 66(環境)を統合した形で、2006 年に制定。
- ・ ISO/IEC17025 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」 (JISQ17025)
- ・ ISO/IEC17065 「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」 (JISQ17065)
- ・ ISO/IEC17050 「適合性評価－供給者適合宣言」 (JISQ17050)

4. 製品認証分野

工業製品が規格に適合しているか否かを評価するのが製品認証である。製品認証を行う機関に対する認証機関としての登録は、各製品認証制度に応じて実施される。

我が国の代表的な製品認証制度である JIS マーク表示制度は、工業標準化法に基づき実施されるもので、鉱工業品の製造業者や輸出入・販売業者や加工業者が製品に JIS マークを表示しようとするときには、国が登録をした「登録認証機関」からの認証を受けることによって JIS マークの表示が可能となる。つまり、「登録認証機関」との認証契約を締結した上で、製品に自ら JIS マークを表示することができる。また、この「登録認証機関」の登録は、国が行う。その登録基準は、ISO/IEC ガイド 65 である。この工業標準化法に基づく認証機関の登録制度を JASC [Japan Accreditation System for Product Certification Bodies of JIS Mark] と呼ぶ。

5. マネジメントシステムの認証制度

ISO9001 に代表されるマネジメントシステム規格は、認証制度と一体化してこそ、その価値を発揮するものとなる。このため、マネジメントシステム規格の開発にあたっては、認証に用いることを前提とした規格開発が行われている。

ISO9000 ファミリーの基となったのは、英国 BSI の BS5750 という規格であるが、英国は、1984 年に英国品質認定協会(NACCB:現 UKAS)を設立し、この BS5750 を規格として認定・認証システムを開始した。NACCB が開始した第三者による認定・認証システムとは、製品、サービス、プロセスなどが必要な要求事項に適合しているか、購入者に代わって第三者である認証機関が保証する制度であり、この認証機関やそこで審査を行う審査員の資格制度について認定機関である NACCB が「認定」することで認証の信頼性を確保するしくみになっている。この認定・認証システムが各国に普及し、同様のシステムが各国で整備されることになった。

日本の場合、ISO9001 の認証を行う認証機関は 50 程度存在し、その能力を認定する機関として、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)が存在する。マネジメントシステム規格の大半は、この JAB が認定機関となっているが、ISO27001(情報セキュリティに関するマネジメントシステム規格)に関しては、やはり英国規格であった時代から一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)がその導入に大きな役割を果たし、現在も認定機関として活動している。但し、現在では JAB も ISO27001 の認定機関として活動しているため、同制度で一国に 2 つの認定機関が存在するという珍しい状況となっている。

このマネジメントシステムの認証制度において重要なポイントは、JAB、JIPDEC を含め全ての認証関係組織は「民間法人」であり、この制度には民間の独自認証システムで、法的根拠は規格が「JIS」であること程度しかないということだろう。世界的にもほぼ同様であり、認定機関同士の能力を相互審査し、国を超えて相互に認証を有効にする仕組み(MLA)を運営している IAF(国際認定機関フォーラム)もオーストラリアの民間機関(設立時は会議体)となっている。このような民間独自の自由競争によるシステムであることが、制度の普及には大きな役割を果たしたが、前述のような認定機関の並立といった事態を起こす原因ともなっている。

第4節 日本の適合性評価制度

JIS法の適合性評価制度には、製品又は加工技術に対するJISマーク表示制度(以下「JISマーク制度」という。)と試験方法に対するJNLA制度の2つがある。両制度ともに任意の制度であり、取得の義務はないが、取引の単純化及び公正化に大きな貢献を果たしているだけでなく、事業者の品質、技術レベルの判断指標としての効用もある。

また、国家規格とその製品適合を示すマーク制度については、ほとんどの国が採用している制度である。ここでは、工業標準化法(以下「JIS法」という。)における適合性評価制度の意義と効用を理解すべく、JISマーク表示制度とJNLA制度の概要について解説する。

1. JIS法に基づく適合性評価制度の概要

JIS法に基づく適合性評価制度は、2004年(平成16年)のJIS法の改正により大きく変貌した。JIS法における適合性評価制度は、JISの製品規格又は加工技術規格に対する適合性評価制度であるJISマーク表示制度とJISの試験方法規格に対する適合性評価制度であるJNLA制度の二つである。

両制度に共通する特徴を概括すると①JISに基づく適合性評価制度であり、JISとして規格が存在しない限り、認証はできない。②任意の制度であり、認証取得及び表示は事業者に委ねられている。③認証取得者でない者が表示を行う、認証取得者が法令又は該当JIS不適合行為を行うとはじめて刑事罰や行政処分などの制約行為を受ける。といったことである。

JNLAとは、Japan National Laboratory Accreditation systemの略称であり、1997(平成7年)年9月よりJIS法に基づく試験所認定制度として発足し、2004年10月からは、JIS法に基づく試験事業者登録制度となった。本登録制度は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準(ISO/IEC17025)の要求事項に適合しているかどうかについて、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)認定センターが審査を行い、試験事業者を登録する制度である。JNLA制度は、創設が1997年と比較的新しい制度であること、用途が企業間取引又は試験所と事業者間という一般消費者とはほとんど関係のない制度であることもあり、知名度、認証事業者数ともにあまり高いとは言えないが、2004年のJISマーク制度の改革に伴い、全ての試験方法に対する制度に範囲を広げたので、更なる用途拡大が期待される。

なお、似たような法律としては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法に基づく、JASマーク制度があり、このマークも国民の認知度が高く、幅広く活用されている制度である。

2. JIS マーク表示制度

(1) 意義

JIS マーク表示制度は、製品の品質を具体的に規定した JIS に適合していることを示す特別な表示(JIS マーク)を付することができる制度である。このマークが付いている商品が、いわゆる「JIS マーク品」といわれるもので、商品が JIS に適合したものであるかを選択する目安となる。

JIS マーク表示制度は、このように使用者、消費者、あるいは製造事業者から消費者に至る流通経路の事業者が一目で JIS に規定する品質を満足する商品を手に入れることを目的としたものであり、取引の単純化及び公正化に大きな貢献をしてくれている。

また、事業者の認証に当たっては、社内標準化と品質管理の実施を必要条件としているので、企業における標準化の推進や品質管理の向上に大きな寄与を果たしており、特に中小企業の体質改善に及ぼす効果は極めて大きいと言え、現に JIS 工場の 9 割以上が中小企業である。

さらに、JIS 法第 67 条の尊重規定に基づき、建築基準法をはじめとする各種規制法規、公共調達等の技術基準等に JIS が活用されているので、実態的に JIS マーク品又は JIS 工場であることが判断基準として用いられていることが多く、これらに関係する取引において広く活用されている。

JIS マーク表示制度は、JIS 法制定当初から JIS と JIS マーク制度をその 2 本柱とし、約 60 年の歴史において、産業界だけでなく、広く国民に慣れ親しまれた知名度の高い制度であり、一般的には、JIS と言うと JIS マークのことを指すことの方が多い。また、このような国家規格への適合性を示す任意のマーク制度はほとんどの国が採用しており、我が国同様、それぞれの国内に広く活用され、知名度の高い制度となっている。例えば、イギリスの「Kitemark(カイトマーク)」は、1903 年の発足以来 100 年以上の歴史を有し、ドイツの「DIN マーク」は、1920 年に発足し、約 90 年、フランスは「NF マーク」が 1938 年に発足し、約 80 年の歴史を有しているのが世界的に代表的なマーク制度である。その他、カナダの CSA マーク、韓国の KS マークなどがある。

これらほとんどの国々における国家規格に基づく製品適合性評価である国家表示制度は、通常、一つの機関が、排他的かつ独占的に行っているのに対し、JIS マーク制度は、法令に基づき登録された認証機関による自由競争により運営されている点が我が国の JIS マーク制度の特徴である。なお、中国の CCC マークは、強制マーク制度であり、アメリカは、各標準化機関ごとに有力なマーク制度があり、国家標準化機関である ANSI は、原則自ら規格策定は行わないこともあり、国家規格である ANSI のマーク制度はない。

(2) 制度の概要

① 対象となる JIS

JIS のうち、製品に対する品質要求事項、品質確認のための試験方法、表示に関する事項が完備されたものは原則 JIS マークの認証の対象となる。一部の事項しか定めていない規格、例えば寸法のみしか規定されていない規格は、認証の対象とはならない。なお、登録認証機関により、認証業務を行う規格の範囲が異なる場合があり、申請事業者は、各登録認証機関の行う認証業務の範囲をあらかじめ確認しておくことが必要となる。

② 認証取得できる事業者

前制度では、製造又は加工業者の工場又は事業場ごとに認定を行っていたが、現在では、それに加え、販売業者、国内の輸入業者及び外国の輸出業者も認証取得できるようになっている(JIS 法第 19 条第 2 項、第 23 条第 2 項)。さらに、品質管理体制を一元化すれば、複数の工場を一括して認証することができる。また、JIS マーク認証は、原則認証を受けた後は、認証取得者自らが生産する製品に自ら JIS 適合性を確認し、JIS マークを表示できる制度であるが、特定の数量(10,000 個、10,000KI 等)に限定して認証(ロット/バッチ認証)を受けることもできるようになっている。

③ 認証主体

認証は、国の登録を受けた民間機関である登録認証機関が一元的に行うことになっており、認証行為そのものは、登録認証機関と申請者間の「民－民」契約である。国の関与は、JIS マーク制度の信頼性の確保のための立入検査や試買検査といった間接的な関与に限定されている。国は JIS マークの表示の除去又は抹消、販売停止命令の行政処分権限は有しているが、認証そのものは「民－民」契約なので、前制度にあつた取消し処分権限はない。

3. JNLA 制度

(1) 意義

JNLA 制度は、JIS で規定された試験方法に基づく試験を行うことができる試験事業者を登録する制度である。登録を受けた試験事業者は、登録を受けた試験に関して依頼試験を実施したときに発行する証明書(例えば、試験証明書、試験成績書)に標章(JNLA ロゴ)を付すことができる。制度の主なユーザーは、①製造業者等が自己適合宣言を行う際に、その検査力・信用力の不足から、第三者による試験結果を必要とする場合。特に、中小企業者に対するニーズに応えるもの。②購入者(販売業者、調達者、輸入業者等)が購入する製品の規格適合性について信頼ある試験結果を必要とする場合。③技術の高度化、精密化、社会的ニーズの高まりに伴い、高度な技術を要する信頼ある試験結果を必要とする場合。等であり、従来、我が国においては、国立の試験所又は公設試がこの役割を担ってきたが、グローバル化の進展に伴い、試験データの国際的受入の必要性等が生じたので、1997 年(平成 9 年)の JIS 法改正時に国際的な試験所の能力に関する要求事項のガイドに基づくこの制度が創設された。

(2) 制度の概要

① 対象となる JIS

前制度では、指定商品以外の試験方法 JIS に限定されていたが、指定商品制度の廃止に伴い、鉱工業品に係る JIS に規定する全ての試験方法が対象となった。

② 登録できる事業者

国内外の JIS に基づく試験を行う試験事業者であれば、申請し、登録することができる。また、試験専門機関でなくても、例えば、製造業者内の試験部門であっても登録は可能である。登録の際の審査基準は、JISQ17025 (ISO/IEC17025) である。

③ 認証主体

主務大臣が試験事業者の審査を行い、登録を行う。現在、JIS 法に基づく JNLA 制度を実際に運用しているのは経済産業省だけであるが、試験所、校正機関に対する専門的知見を有する NITE¹⁰に事務が委任されており、NITE が審査、登録等に関する業務を行っている。

【参考文献】

標準化実務入門(経済産業省基準認証ユニット偏)
経済産業省「JIS と国際規格との整合化の手引き」

¹⁰ NITE 独立行政法人製品評価技術基盤機構 (National Institute of Technology and Evaluation) の略。

第 2 章 TBT 協定の解釈及び適用に関する近年のパネル・上級委員会報告

早稲田大学社会科学部 教授

福永 有夏

第 1 節 問題の所在

近年、TBT 協定に関するパネル・上級委員会報告が多数採択され、TBT 協定規定の意味の明確化が図られつつある。中でも、米国クローブタバコ関連措置事件、米国マグロ・ラベリング措置事件、米国 COOL 要件事件における TBT 協定の解釈は、TBT 協定に係る今後の紛争において、先例としてパネルや上級委員会に参照されると予想される。なお、上記 3 事件において特に重要な争点となったのは、TBT 協定 2 条 1 項(内国民待遇義務)¹、TBT 協定 2 条 2 項(「国際貿易に対する不必要な障害」をもたらさない義務)、TBT 協定 2 条 4 項(「国際規格」を「基礎として」用いる義務)、TBT 協定附属書 1 パラグラフ 1(「強制規格」の定義)であった。

本章は、TBT 協定 2 条 1 項、2 条 2 項、2 条 4 項、附属書 1 パラグラフ 1 のそれぞれについて、パネル・上級委員会の解釈及び適用が上記 3 事件においてどのように変遷したか、また今後 TBT 協定に係る紛争においてどのように解釈及び適用され得るかを検討する(第 3 節)。なお、上記 3 事件に関してはすでに評釈が公表されているので²、これらの紛争の経緯や事実関係に関する記述は最小限にとどめる(第 2 節)。

第 2 節 3 事件の概要

1. 米国クローブタバコ関連措置事件

(1) 対象措置

本件の対象措置は、連邦食品・医薬品・化粧品法 907 条(a)(1)(A)である。この規定によれば、たばこに香料(メンソールを除く)を加えることが禁止される。インドネシアから輸入されていたクローブタバコも、禁止措置の対象となった。

(2) WTO 紛争処理制度における経緯

2010 年 4 月 7 日、インドネシアは、米国のクローブタバコに関する措置について、米国に対して協議要請を行った。2010 年 6 月 9 日、協議が不調に終わったため、インドネシア

¹ 本章で扱う事件においては争われていないが、TBT 協定 2 条 1 項は最恵国待遇義務も含む。

² 章末の参考文献リストを参照。

はパネルの設置を要請した。2010年7月20日、パネルが設置され、2011年9月2日、パネル報告がWTO加盟国に送付された。パネルは、米国の措置がTBT協定2条1項、2条9項2、2条12項に違反すると認めたが、TBT協定2条2項などに基づくインドネシアのその他の主張は認めなかった³。2012年4月4日、米国による申立てを受けて、上級委員会は報告書をWTO加盟国に送付した。上級委員会は、パネルと一部異なる理由ではあるが、米国の措置がTBT協定2条1項及び2条12項に違反するとのパネルの結論を支持した⁴。2012年4月24日、パネル・上級委員会報告はDSB(紛争解決機関)に採択された。その後、インドネシアと米国は、DSB勧告実施のための妥当な期間を15か月とすることに合意したとDSBに通報した。

2013年8月12日、インドネシアはDSBに譲許その他の義務の停止の承認を要請した⁵。2013年8月23日、米国の要請に基づき、譲許その他の義務の停止の程度の問題が仲裁に付託された。2014年10月3日、インドネシアと米国は相互に合意する解決に至ったことをDSBに通報した⁶。これにより、譲許その他の義務の停止の承認の要請及び仲裁付託はいずれも取り下げられた。

2. 米国マグロ・ラベリング措置事件

(1) 対象措置

本件において対象となったマグロ・ラベリング措置は、イルカ保護消費者情報法、イルカ安全ラベリング基準及び東熱帯太平洋において捕獲されるマグロについてのイルカ安全要件、*Earth Island Institute v. Hogarth* 事件連邦巡回控訴裁判所裁定 (494 F.3d 757 (9th Cir. 2007))により構成される。

マグロ・ラベリング措置は、マグロの捕獲の態様を捕獲海域(東熱帯太平洋の域内か域外か)、捕獲道具(巾着網の使用の有無)、マグロとイルカの生態(接近して泳いでいるか否か)、イルカの死傷率に応じて5つに分類したうえで、各分類について「イルカ安全(dolphin-safe)」ラベルを使用するための要件を定めている。要件を満たさずに「イルカ安全」ラベルを用いた場合には、制裁の対象となり得る。

³ Panel Report (2 September 2011), *United States — Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes* [US — Clove Cigarettes], WT/DS406/R, adopted 24 April 2012.

⁴ Appellate Body Report (4 April 2012), *US — Clove Cigarettes*, WT/DS406/AB/R, adopted 24 April 2012.

⁵ なお、インドネシアによる譲許その他の義務の停止の承認申請について、EUがDSU21条5項などの違反を主張して協議要請を行っている。Request for Consultations by the European Union (19 June 2014), *Indonesia — Recourse to Article 22.2 of the DSU in the US — Clove Cigarettes Dispute*, WT/DS481/1, G/L/1072.

⁶ インドネシアと米国の合意は、クローブシガーについて差別しないことのほか、インドネシアの鉱物輸出規制やインドネシアに対する特惠関税など、広範な問題を含んでいると報道されている。なお、インドネシアのタバコ生産者は、本件措置導入後、クローブタバコの生産からクローブシガーの生産にシフトしている。Inside U.S. Trade (10 October 2014), *U.S. Settles WTO Clove Cigarette Case with Indonesia; Keeps Ban in Place*.

(2) WTO 紛争処理制度における経緯

2008 年 10 月 24 日、メキシコは、米国のマグロ・ラベリング措置について、米国に対して協議要請を行った。2009 年 3 月 9 日、協議が不調に終わったため、メキシコはパネルの設置を要請した。2009 年 4 月 20 日、パネルが設置され、2011 年 9 月 15 日、パネル報告が WTO 加盟国に送付された。パネルは、米国の措置が TBT 協定 2 条 2 項に違反すると認めたが、米国の措置が TBT 協定 2 条 1 項及び 2 条 4 項に違反するとのメキシコの主張は認めなかった⁷。2012 年 5 月 16 日、メキシコと米国の双方による申立てを受けて、上級委員会は報告書を WTO 加盟国に送付した。上級委員会は、米国の措置が TBT 協定 2 条 1 項に違反すると認めたが、米国の措置が TBT 協定 2 条 2 項及び 2 条 4 項に違反するとのメキシコの主張は認めなかった⁸。2012 年 6 月 13 日、パネル・上級委員会報告は DSB に採択された。その後、メキシコと米国は、DSB 勧告実施のための妥当な期間を 13 か月とすることに合意したと DSB に通報した。

2013 年 11 月 14 日、メキシコは、米国の DSB 勧告実施について、遵守パネルの設置を要請した。2014 年 1 月 22 日、DSB はこの問題をオリジナル・パネルに付託することに合意した。2015 年 3 月 10 日現在、遵守パネルの報告は送付されていない。

3. 米国 COOL 要件事件

(1) 対象措置

本件において対象となった COOL 要件(肉製品に係る原産地表示措置)は、2002 年農業法及び 2008 年農業法で改正された 1946 年農業マーケティング法と、2009 年 1 月に公表された畜産物に係る義務的原産地ラベリングについての最終規則から構成される⁹。

COOL 要件によれば、畜産物は以下の 4 つに分類される¹⁰。

- ・ カテゴリーA(米国原産)：出生、肥育、屠畜のすべてが米国で行われた家畜からのブロック肉、など。
- ・ カテゴリーB(複数国原産)：カテゴリーA に含まれない肉のうち、出生、肥育、屠畜のいずれかが米国で行われ、かつ米国で直ちに屠畜するために輸入されたわけではない家畜からのブロック肉。
- ・ カテゴリーC(米国で直ちに屠畜するために輸入)：米国で直ちに屠畜するために輸入された家畜からのブロック肉。
- ・ カテゴリーD(外国産)：出生、肥育、屠畜のいずれも米国でない家畜からのブロック肉。

また、カテゴリーA から C のブロック肉がさまざまな組み合わせにより混合された場合には、カテゴリーB 又は C に分類される。このほか、COOL 要件は、加工食品の原料となるブロック肉やフードサービス施設において用いられるブロック肉を対象としていない。COOL 要件はまた、査察制度、認証、罰則を定めている。

⁷ Panel Report (15 September 2011), *United States – Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products [US – Tuna II (Mexico)]*, WT/DS381/R, adopted 13 June 2012.

⁸ Appellate Body Report (16 May 2012), *US – Tuna II (Mexico)*, WT/DS381/AB/R, adopted 13 June 2012.

⁹ このほか、Vilsack 米国農務長官から業界の代表に 2009 年 2 月に送付された書簡も対象措置に含まれるが、本章では扱わない。パネルは Vilsack 書簡は強制規格ではないと結論している(上級委員会への申立てではない)。

¹⁰ ひき肉はカテゴリーE に分類されるが、本章はひき肉を対象としない。

(2) WTO 紛争処理制度における経緯

2008 年 12 月 1 日、カナダは、米国の COOL 要件について、米国に対して協議要請を行った。2009 年 10 月 7 日、協議が不調に終わったため、カナダはパネルの設置を要請した。同様に、2008 年 12 月 17 日、メキシコは、米国の COOL 要件について、米国に対して協議要請を行った。2009 年 10 月 9 日、協議が不調に終わったため、メキシコはパネルの設置を要請した。2009 年 11 月 19 日、カナダ及びメキシコの要請に基づく単一のパネルが設置され、2011 年 11 月 18 日、パネル報告が WTO 加盟国に送付された。パネルは、米国の措置が TBT 協定 2 条 1 項及び 2 条 2 項に違反すると認めたが、米国の措置が TBT 協定 2 条 4 項に違反するとのカナダ及びメキシコの主張は認めなかった¹¹。2012 年 6 月 29 日、カナダ、メキシコ、米国による申立てを受けて、上級委員会は報告書を WTO 加盟国に送付した。上級委員会は、米国の措置が TBT 協定 2 条 1 項に違反すると認めたが、米国の措置が TBT 協定 2 条 2 項に違反するとのカナダ及びメキシコの主張は認めなかった¹²。2012 年 7 月 23 日、パネル・上級委員会報告は DSB に採択された。その後、DSB 勧告実施のための妥当な期間は仲裁によって 10 か月と決定された。

2013 年 8 月 19 日、カナダとメキシコは、米国の DSB 勧告実施について、遵守パネルの設置を要請した。2013 年 9 月 25 日、DSB はこの問題をオリジナル・パネルに付託することに合意した。2014 年 10 月 20 日、遵守パネル報告が WTO 加盟国に送付されたが、米国はこれに対して上級委員会に申立てを行った。2015 年 3 月 10 日現在、上級委員会の報告は送付されていない。

第 3 節 TBT 協定の解釈

1. TBT 協定附属書 1 パラグラフ 1

(1) 条文と問題の所在

TBT 協定附属書 1 パラグラフ 1 は、強制規格の定義について、次のとおり定める。

- ・ 産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの(適用可能な管理規定を含む。)。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

TBT 協定 2 条の義務は、中央政府機関による強制規格を対象とし、任意規格には適用されない。したがって、TBT 協定に係る紛争においては、対象措置が強制規格に相当するか否かがしばしば重要な争点となる。

¹¹ Panel Report (18 November 2011), *United States – Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements*, [US – COOL], WT/DS384/R, WT/DS386/R, adopted 23 July 2012.

¹² Appellate Body Report (29 June 2012), *US – COOL*, WT/DS384/AB/R, WT/DS386/AB/R, adopted 23 July 2012.

(2) 3 事件パネル・上級委員会による解釈及び適用

附属書 1 パラグラフ 1 について、**EC イワシ事件**上級委員会報告は、措置が「強制規格」とみなされるためには以下の 3 要件を満たさなければならないと述べた。すなわち、①措置が特定可能な産品又は産品群に適用される、②措置が産品の特性を一以上規定している、③定められた産品の特性に合致〔遵守〕することが義務的である¹³。この解釈は、後の事件においても踏襲されている。

本章は、3 要件の中でも特に③の要件、すなわち措置が遵守を義務付けているかについて検討する。この点について、**EC アスベスト事件**上級委員会報告は、強制規格は産品の特性を「拘束力のある又は強制的な方法で (in a binding or compulsory fashion)」規定するもので、そのことはすなわち、強制規格がある特性を「要求する効果を有する (has the effect of *prescribing or imposing*) (協調は原文)」ことを意味すると述べている¹⁴。

③の要件が特に問題となったのは、**米国マグロ・ラベリング措置事件**においてである。この事件においてパネルは、(i) 一定の要件を満たさなければラベルを付すことができないことをもってラベリング措置が「義務的」になるわけではない、(ii) 本件措置は、ラベルの使用自体が義務付けられているわけではないが、イルカの安全性を示すラベルを使用してマグロ製品を米国で輸入販売するためには法令上の要件に従わなければならないという点で、単にラベルを付すための要件を定めているにとどまらない、(iii) 要件を満たさないにもかかわらず「イルカ安全」ラベルを付けてマグロ製品を販売する行為は法令違反であり制裁の対象となる、(iv) 本件措置は、単にラベルを付すための要件を課すだけの措置とは異なっている、などとして、本件措置が「強制規格」に該当すると認めた(7.113-145)¹⁵。

また上級委員会は、措置が強制規格に該当するかは措置の特徴及び事件の状況を踏まえて判断しなければならないと述べつつ、(i) 本件措置は、米国におけるマグロ製品のイルカに係る安全性という広範な問題について何らかの言及を行うことについて唯一かつ法的な義務的要件を課すものである (...the US measure establishes a single and legally mandated set of requirements for making any statement with respect to the broad subject of "dolphin safety" of tuna products in the United States.)、(ii) 執行制度や監視制度が設けられている (...the US measure provides for specific enforcement mechanisms. ...In addition, the measure at issue sets out active surveillance mechanisms to guarantee compliance with its norms and imposes sanctions in case of wrongful labelling.)、(iii) ラベルを付さなくとも販売できるからといって強制規格ではないとは言いきれず、むしろ本件においては、何らかの形でイルカの安全性を謳うためにはいかなるマグロ製品生産者等

¹³ Appellate Body Report (26 September 2002), *European Communities – Trade Description of Sardines*, WT/DS231/AB/R, adopted 23 October 2002, para.176. なお、TBT 協定附属書 1 パラグラフ 1 の公定訳は上述の通り「遵守」することを義務付けていると定めている。

¹⁴ Appellate Body Report (12 March 2001), *European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products*, WT/DS135/AB/R, adopted 5 April 2001, para.68.

¹⁵ この点については分離意見が付されている。Panel Report, *US – Tuna II (Mexico)*, *supra* note 7, paras.7.146-188.

も本件措置を遵守しないという事実が重要である (we attach significance to the fact that ... any "producer, importer, exporter, distributor or seller" of tuna products must comply with the measure at issue in order to make any "dolphin-safe" claim.)、などとして、本件措置が「強制規格」に相当すると認めたパネル認定を支持した(183-199)。

以上のように、上級委員会は、ラベル貼付を義務付けないラベリング措置であっても、制度の特徴(たとえば違反に対する制裁がある、など)によっては強制規格とみなされる余地があることを明らかにした。「強制規格」のこのような解釈は、「強制規格」とみなされるラベリング措置の範囲を広げたとと言える。

これに関連して、日本における食品の表示について、表示を行うことが義務付けられる義務表示と表示を行うことが任意である任意表示が区別されているが、任意表示とされるものであっても、表示を行うための要件が法令において定められ、かつ要件を満たさず表示を行うことに罰則が科せられるならば、TBT 協定の「強制規格」とみなされる可能性がある。

2. TBT 協定 2 条 1 項

(1) 条文と問題の所在

TBT 協定 2 条 1 項は、内国民待遇義務について、次のとおり定める。

- ・中央政府機関に関し、加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される製品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする製品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

本章が対象とする 3 事件のうち、**米国マグロ・ラベリング措置事件**パネル報告や**米国 COOL 要件事件**パネル報告は、TBT 協定 2 条 1 項の内国民待遇義務を GATT3 条 4 項の内国民待遇義務と同様の意味に解釈していたが、上級委員会は、**米国クローブタバコ関連措置事件**において、TBT 協定 2 条 1 項の内国民待遇義務が GATT3 条 4 項のそれとは異なる意味を有することを明らかにした。上級委員会による TBT 協定 2 条 1 項の解釈は、その後の紛争において先例として用いられている。

本章においては、TBT 協定 2 条 1 項のうち、「同種の...製品」と「不利でない待遇」の解釈及び適用について検討する。

(2) 3 事件パネル・上級委員会による解釈及び適用

1) 同種の製品

TBT 協定 2 条 1 項の同種の製品の意味について、**米国 COOL 要件事件**においてはこの点は大きな争点とはならなかったが、**米国マグロ・ラベリング措置事件**においてパネルは、GATT3 条 4 項と TBT 協定 2 条 1 項の類似性を指摘しつつ、GATT3 条 4 項に係る事件で用いられてきた 4 つの指標(物理的特性、最終用途、消費者の嗜好、関税分類)を用いて米国产マグロ製品とメキシコ産マグロ製品が TBT 協定 2 条 1 項の意味で「同種」であると

結論した¹⁶。

他方で米国クローブタバコ関連措置事件パネル報告は、TBT 協定 2 条 1 項と GATT3 条 4 項の文言の類似性を踏まえれば TBT 協定 2 条 1 項の同種性の判断において GATT3 条 4 項の同種性の判断を参照することができると述べると同時に、両者の文脈や適用対象の違い、とりわけ TBT 協定が強制規格の公衆衛生目的の重要性を認めていることを踏まえれば、TBT 協定 2 条 1 項の同種性の解釈において本件措置の公衆衛生目的を反映させなければならないと述べた(7.80-120)。

とはいえ、クローブタバコとメンソールタバコの同種性を検討するにあたって、パネルは GATT3 条 4 項の同種性の判断に用いられてきた 4 つの指標に依拠しており、実際には GATT3 条 4 項における同種性の判断(方法)と大きく異なるものではなかったと評価できる。すなわちパネルは、①クローブタバコとメンソールタバコ、とりわけそれぞれの香料の物理的特性は類似しており、両者の違いは些細なものである、②最終用途はクローブタバコもメンソールタバコもいずれも喫煙することにある、③クローブタバコ及びメンソールタバコの関税分類は同一である、などと述べて、クローブタバコとメンソールタバコの同種性を認めた。ただパネルは、消費者の習慣及び嗜好については、本件措置の公衆衛生目的を一部反映させた分析を行っている。すなわちパネルは、本件措置の規制目的に照らせば消費者の中でも特に若年層の習慣及び嗜好に注目すべきと述べたうえで、クローブタバコもメンソールタバコも若年層に好まれるという点で類似していると指摘している(7.149-248)。

これに対して上級委員会は、TBT 協定 2 条 1 項の「同種の產品」を同規定の文言及び文脈を踏まえて解釈しなければならないとしたパネル認定を支持しつつも、だからと言って同規定の「同種の產品」を GATT3 条 4 項のような「競争志向的視点(competition-oriented perspective)」で検討できないわけではなく、むしろ、「不利でない待遇」を与えなければならないという「考え方(concept)」は同種性を「產品間の競争関係の性質と程度」に基づき判断すべきことを示唆していると指摘し、「同種性」の判断において強制規格の正当な目的を考慮するとしたパネルの認定を支持しなかった。上級委員会はこのほか、強制規格が複数の目的を追求している場合もあり、そのような場合には強制規格の目的を考慮して「同種性」を判断することが困難であること、產品間に密接な競争関係があるにもかかわらず措置の規制目的に照らして同種の產品と認めないことは、不利な待遇があるかの分析を歪める恐れがあること、いずれにせよ健康リスクといった規制上の懸念は、競争関係に反映されている限り同種性の判断に含まれ得ることを付け加えている(108-120)。

クローブタバコとメンソールタバコの同種性について、上級委員会において問題となったのは最終用途と消費者の嗜好及び習慣である。上級委員会はまず、最終用途は產品の潜在的な機能に関するものである一方、消費者の嗜好や習慣は機能に対する消費者の評価を意味すると述べる。そのうえで、クローブタバコとメンソールタバコの最終用途について、これを「喫煙」としたパネル認定は十分ではなかったが、いずれのタバコもニコチンに対する

¹⁶ この点についての上級委員会への申立てはなかった。

欲求を満たすことやタバコの味や香りにより快感を与えるという共通した最終用途を有していると認めた(122-132)。また消費者の嗜好及び習慣について、パネルが検討の対象とすべき消費者を若年層に限定したことは誤りで、すべての関連する消費者を検討の対象とすべきであったと述べつつも、代替可能性がすべての消費者について認められる必要はなく、本件においては若年層についてクローブタバコとメンソールタバコの間に強い競争関係及び代替可能性が見られることから、両者が同種であるとのパネルの結論は支持できると述べた(133-145)。

以上のように、上級委員会は、TBT 協定 2 条 1 項の「同種の產品」は、GATT3 条 4 項における「同種の產品」と同様、產品間の競争関係の性質と程度を踏まえて検討すべきことを明らかにしている。

2) 不利でない待遇

TBT 協定 2 条 1 項の不利でない待遇の意味について、**米国マグロ・ラベリング措置事件**パネル報告及び**米国 COOL 要件事件**パネル報告は、GATT3 条 4 項と TBT 協定 2 条 1 項の文言の類似性に留意しつつ、TBT 協定 2 条 1 項の「不利でない待遇」を GATT3 条 4 項の「不利でない待遇」と同様に、輸入產品と国内產品の競争関係を損なう待遇を意味するものとして解釈及び適用した。

すなわち**米国マグロ・ラベリング措置事件**パネル報告は、產品の特性に基づく区別が(特定国からの)輸入に悪影響を与えているか、特に本件においてはメキシコ産マグロ製品が米国産マグロ製品よりも「不利な状況におかれているか(placed at a disadvantage)」を検討した(7.276-.278)。この点について、米国の消費者がイルカの安全性の問題に敏感であることを踏まえれば、「イルカ安全」ラベルは米国のマグロ市場において相当の商業的価値を有していると認めた(7.287-.291)。ただ、「イルカ安全」ラベルというアドバンテージを得られるか否かは、產品の原産地に依拠して決められるわけではなく、漁獲方法によって決定されていることから、メキシコ産マグロがアドバンテージを得られていないことは TBT 協定 2 条 1 項に定められる国籍に基づく不利な待遇とは言えないとして、本件措置が TBT 協定 2 条 1 項に違反するとのメキシコの主張を退けた(7.306-.311, .317, .324, .333-.334)。

同様に**米国 COOL 要件事件**パネル報告は、COOL 要件が輸入家畜の隔離を必要とすることから、輸入家畜の利用に追加的費用を発生させ、それによって国産家畜を利用するインセンティブを生み輸入家畜の競争機会を損なっているかを検討した(7.279)。この点について、COOL 要件を遵守するためには原産国をトラッキングできるよう確保する必要があるが、そのための費用は国産家畜と輸入家畜を併用する場合や輸入家畜のみを利用する場合により高くなるため、ブロック肉業者は国産家畜を利用しようとするインセンティブを有するとして、COOL 要件が TBT 協定 2 条 1 項に違反すると結論した。

他方で、**米国クローブタバコ関連措置事件**パネル報告は、TBT 協定 2 条 1 項と GATT3 条 4 項の文言が類似していることを踏まえ、GATT3 条 4 項に係る過去の判断を参照しつつ

TBT 協定 2 条 1 項を解釈すると述べても、同時に、両規定の異なる文脈、とりわけ本件強制規格が若年層の喫煙を減らすという正当な目的を有していることを考慮しなければならないと指摘した(7.251-255, 262-269)。そのうえでパネルは、インドネシア産クローブタバコは禁止され国産メンソールタバコが禁止されないことから、輸入產品には原産国の違いを起因とする不利な待遇が与えられていること、また本件強制規格が若年層の喫煙を減らすという目的を有していることに関連して、米国はメンソールタバコを禁止しない理由としてメンソールタバコを禁止した場合の問題(医療制度に与える潜在的影響や違法取引の横行)を指摘しているが、メンソールタバコの禁止除外は本件強制規格の目的に関連しておらず、むしろ本件強制規格のコストをメンソールタバコ以外のタバコ(とりわけクローブタバコ)に押し付けるものに過ぎないと述べ、本件強制規格は輸入クローブタバコに対して TBT 協定 2 条 1 項に違反する不利な待遇を与えていると結論した(7.279-293)。

これに対して上級委員会は、TBT 協定 2 条 1 項の意味をさらに明確化し、同規定の「不利でない待遇」と GATT3 条 4 項の「不利でない待遇」とが異なる意味であることを明らかにした。すなわち上級委員会によれば、強制規格は產品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法を規定する文書であることから、特性や生産工程若しくは生産方法に基づく区別をすること自体が TBT 協定 2 条 1 項の「不利な待遇」とみなされるわけではない。また、貿易自由化という目的と加盟国の規制権限とをバランスするという TBT 協定の趣旨及び目的を考慮しなければならない。よって、TBT 協定 2 条 1 項は輸入產品に対する法律上及び事実上の差別を禁止しているが、同時に、専ら正当な規制上の区別から輸入に対する競争機会が失われることは許容していると解すべきである。以上より上級委員会は、強制規格が TBT 協定 2 条 1 項に違反しているか否かを検討する際には、輸入產品の競争機会に対して悪影響があるかのみならず、そのような悪影響がもっぱら正当な規制上の区別から生じており輸入產品に対する差別から生じているわけではないかを検討しなければならない、またそのような検討は、強制規格の構成や適用状況等(design, architecture, revealing structure, operation, and application)、特に輸入產品に対する「公平性(even-handed)」を考慮しなければならないと述べた(166-182)。

そのうえで上級委員会は、本件措置の構成や適用状況等からはクローブタバコの競争機会に対する悪影響はインドネシアからの產品群に対する差別を反映していると考えられるうえ、クローブタバコもメンソールタバコも若年層に好まれる特性を有していることや、米国が主張しているメンソールタバコを禁止することによる悪影響(離脱症患者の増加による医療制度への影響や違法取引の横行)は通常のタバコが禁止されない限り顕在化するかどうかではないことから、輸入クローブタバコの競争機会に対する悪影響が正当な規制上の目的から生じているとは考えられないとして、TBT 協定 2 条 1 項違反を認めた(221-232)。

なお上級委員会は、TBT 協定やその他の WTO 協定は加盟国による公衆衛生政策の策定や実施を妨げるものではないこと、また本件措置についての TBT 協定 2 条 1 項違反認定は、加盟国が公衆衛生目的を実現するために措置を取ることができないことを意味するわ

けではなく、そのような政策が TBT 協定に適合的に行われなければならないことを意味するにとどまることを付け加えている(235-236)。

このように、上級委員会は、TBT 協定 2 条 1 項適合性は、GATT3 条 4 項適合性の問題とは異なり、輸入製品の競争機会に対して悪影響を与えられているかのみならず、そのような悪影響がもつばら正当な規制上の区別から生じているか、特に輸入製品に対する公平性が保たれているかを考慮しなければならないことを明らかにした。

本件における上級委員会の TBT 協定 2 条 1 項の解釈は、**米国マグロ・ラベリング措置事件**上級委員会報告及び**米国 COOL 要件事件**上級委員会報告においても踏襲されている。すなわち**米国マグロ・ラベリング措置事件**において上級委員会は、対象措置が、東熱帯太平洋におけるイルカ囲い込み漁法から生じる悪影響には完全に対応している一方で、東熱帯太平洋以外の海域で異なる漁法によってイルカに生じ得る悪影響には対応していないことから「公平性」を欠き、したがってメキシコ産マグロ製品に対する競争上の悪影響は正当な規制上の区別から生じているとは言えず、TBT 協定 2 条 1 項に違反している結論した(297)。同様に**米国 COOL 要件事件**において上級委員会は、家畜や食肉の生産者に対して原産国についての記録保持や査察のための重い負担が課せられるのに対し、COOL 要件によって消費者に与えられる原産国情報は限られているという不均衡があるうえ、COOL 要件の規制上の区別は恣意的なものであるとして、TBT 協定 2 条 1 項に違反していると結論した(342-350)。

以上のように、上級委員会によれば、措置が輸入製品の競争機会に対して悪影響を及ぼしていても、そのような悪影響がもつばら正当な規制上の区別から生じている場合には、TBT 協定 2 条 1 項の違反とはみなされない可能性がある。このような解釈は、GATT3 条 4 項の違反が通常、措置の目的にかかわらず、措置が競争機会に悪影響を及ぼしているかに基づき検討されていることと一線を画している。上級委員会がこのような解釈を行った背景には、GATT3 条 4 項の違反と異なり、TBT 協定 2 条 1 項の違反に対しては GATT20 条に基づく正当化を主張することが恐らく認められないという事情がある¹⁷。

ただし、GATT3 条 4 項の違反が検討される際に、ある措置が輸入製品の競争機会に及ぼす悪影響が、当該輸入製品の原産国に起因するのか、それとも当該輸入製品の特性に起因するのかが考慮されることもある。仮にこのような考慮が柔軟に行われるならば、GATT3 条 4 項の違反の検討においても措置の目的が反映される余地があり、その意味では GATT3 条 4 項の違反の検討と TBT 協定 2 条 1 項の違反の検討との間には決定的な相違はないとも言える。

¹⁷ 本章では扱わないが、GATT20 条の適用範囲(GATT20 条によって GATT 以外の WTO 協定規定違反を正当化し得るか)に関しては必ずしも明確になっていない。

3. TBT 協定 2 条 2 項

(1) 条文と問題の所在

TBT 協定 2 条 2 項は、「国際貿易に対する不必要な障害」をもたらさない義務について、次のとおり定める。

- ・加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に、入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術又は製品の意図された最終用途を含む。

本規定の文言は GATT20 条 (b) の文言と非常に類似しており、本章が対象とする 3 事件のパネルにおいては、GATT20 条 (b) に関する過去の判断がどの程度 TBT 協定 2 条 2 項の解釈において参照され得るのかが問題となった。上級委員会は、**米国マグロ・ラベリング措置事件**において、GATT20 条に関する過去の判断を踏まえつつ、TBT 協定 2 条 2 項の意味の明確化を図り、以後の紛争において先例として参照されている。

本章においては、TBT 協定 2 条 2 項のうち、「正当な目的」と「必要である以上に貿易制限的」の解釈及び適用を中心に検討する。

(2) 3 事件パネル・上級委員会による解釈及び適用

1) 「正当な目的」

3 事件のパネルはいずれも、TBT 協定 2 条 2 項の第 1 文が同規定の一般原則(目的)を定め、第 2 文がそれを具体化する義務を定めていること、同規定の違反を立証する責任を負うのは申立国であることを認めている。

TBT 協定 2 条 2 項違反の有無について最初に問題となる主要な問題が、措置が何を目的としているか、そしてその目的が「正当」なものかである。

この点について**米国クローブタバコ関連措置事件**においては、両当事国は措置の目的が若年層の喫煙を減らすことにありと合意していた。またパネルは、若年層の喫煙を減らすことが人の健康の保護を目的としているのは自明であるし、TBT 協定 2 条 2 項は正当な目的の一つとして人の健康の保護に明示的に言及していることから、本件措置の目的が正当であると認めた(7.334-350)¹⁸。

米国マグロ・ラベリング措置事件においても、措置の目的が消費者への情報提供とイルカ

¹⁸ 上級委員会への申立てはない。

の保護にあることについて争いはなく、パネルも措置の名前、起草過程、構成などから、措置がこれらを目的としていることを認めた(7.409-412, 417-425)。またパネルは、措置の目的を決定するのは措置をとる加盟国の専権事項であること、TBT 協定 2 条 2 項に列挙されている正当な目的は例示であること、本件措置の目的が規定に列挙されている「詐欺的な行為の防止」や「動物...の生命若しくは健康の保護」に含まれることなどから、本件措置の目的が正当であると認めた(7.436-444)¹⁹。

米国 COOL 要件事件においては、申立国は、措置の目的が保護主義的なものであると主張していた。パネルは、加盟国が追及する政策目的と強制規格そのもの(その制定の背景にあるとされる意図も含む)とを区別しなければならず、「正当な目的」か否かの分析で問題となるのは前者であり、後者は措置が目的を達成しているか否かを分析する文脈で考慮されること、米国が TBT 委員会に行った通報は信義誠実の原則に沿って行われたと推定されなければならないこと、目的の選択は加盟国の専権事項である点に留意しなければならないことなどを踏まえつつ、本件措置の目的が消費者にできる限り明確で正確な原産地情報を与えることにであると認めた(7.607-610, 615-620, 679-680, 684, 686, 691)。またパネルは、TBT 協定 2 条 2 項に列挙されている正当な目的が例示に過ぎずその他の目的も正当と認められ得ること、特に消費者に原産地情報を提供することについてはこれが正当な目的となり得ることについて当事国間に基本的な合意があることなどから、本件措置の目的が「正当」であると認めた(7.641-651)。

本件パネルの「正当な目的」に関する解釈及び適用に対しては、すべての当事国が上級委員会への申立てを行った。上級委員会はまず、TBT 協定 2 条 2 項に列挙されている例示は限定的なものではなく、列挙されていないにもかかわらず正当とみなされ得る目的を明らかにするための「参照点(reference point)」を提供していること、措置が何を目的としているかについてパネルは加盟国の主張を考慮しなければならないがそれに拘束されるわけではなく、措置の文言、起草過程、構成、運用状況など(the text of the measure, its design, architecture, structure, legislative history, as well as its operation)も考慮して措置が何を目的としているかについての客観的な評価を行わなければならないこと、列挙されていない目的についてはそれが WTO 協定のその他の規定に反映されているかを踏まえつつ「正当」性を判断しなければならないことを述べた。そのうえで上級委員会は、パネルがすべての関連する証拠を考慮して措置の目的(消費者への原産地情報の提供)を認定したと認めたが、パネルが措置の保護のレベル(消費者へのできる限り明確で正確な原産地情報の提供)についても言及したことについては、「正当な目的」か否かは保護のレベルを問題としておらず、この点については正当な目的を「達成」しているか否かの検討において考慮すべきであったと指摘した(370-372, 382-396)。また目的が「正当」かについて、上級委員会は、カナダの主張する同種性原則(*ejusdem generis principle*)は認められないし(措置の目的が「正当」かを判断する際に、それが TBT 協定 2 条 2 項に明示的に列挙されている目的と同

¹⁹ 上級委員会への申立てはない。

種か否かは問題とならない)、消費者に原産地情報を提供することの正当性は TBT 協定 2 条 2 項自体や、GATT20 条、9 条において認められているとして、本件措置の目的が「正当」と認めた(443-448)。

以上のように、上級委員会は、措置が何を目的としているかは措置の文言、起草過程、構成、運用状況などを踏まえて客観的に評価しなければならないとしつつも、措置をとった加盟国の主張を少なからず尊重しているし、目的が正当か否かについても TBT 協定 2 条 2 項に列挙された目的を踏まえつつも柔軟に判断していると評価できる。また、GATT20 条が例外として認められる事由を限定列挙しているのに対して、TBT 協定 2 条 2 項は正当な目的を例示列挙しているにとどまり、列挙されていない目的であっても正当な目的と認められる余地があることが注目される。

2) 「達成」に「必要である以上に貿易制限的」

正当な目的の「達成」に「必要である以上に貿易制限的」であるかは最も争いとなる点である。特に、GATT20 条(b)に関する過去の判断の関連性が問題となる。

この点について、**米国クローブタバコ関連措置事件**パネル報告と**米国 COOL 要件事件**パネル報告は、TBT 協定 2 条 2 項と GATT20 条(b)の文言の類似性を踏まえ、後者に係る過去の上級委員会解釈に依拠しながら前者の解釈を行っている。

すなわち**米国クローブタバコ関連措置事件**パネルは、正当な目的の「達成」に「必要である以上に貿易制限的」であるかを判断するには、措置が目的に「実質的な貢献(material contribution)」をしているか、またより貿易制限的でない代替措置があるかを検討しなければならないと述べる。そのうえで、本件措置は若年層のタバコを減らすという目的に「実質的に貢献」しており、また申立国が代替措置として提案している措置は本件措置と同程度に目的を達成することが証明されていないなどとして、TBT 協定 2 条 2 項の違反を認めなかった(7.353-369, .379-429)²⁰。

また**米国 COOL 要件事件**のパネルは、追及されている目的と対象措置との間に目的と手段の真正な関係(a genuine relationship of ends and means)がなければならないと述べた。そのうえでパネルは、COOL 要件によって消費者に原産地に関する追加的な情報が提供されているとは言えるが、提供されている情報は「意味のあるもの(meaningful)」とは言えず、消費者に正確で明確な原産地情報を提供するという目的は達成していないとして、TBT 協定 2 条 2 項に違反していると結論した(7.693, .698-707)。

COOL 要件が TBT 協定 2 条 2 項に違反するとのパネル認定に対して、米国は上級委員会への申立てを行った。上級委員会は、パネルは「措置が目的達成に貢献している程度(the degree of contribution achieved by the measure)」を評価すべきであったのに、措置が目的を完全に達成しているか目的の最低限と思われるレベルを満たしているかを検討したことは誤りであった、COOL 要件は消費者に原産地情報を提供するという目的に貢献してい

²⁰ 上級委員会への申立てはない。

る、また違反認定を行う前には代替措置との比較を行うべきであったとして、パネルの TBT 協定 2 条 2 項違反認定を破棄した(466-469)。ただ、争いのない事実又はパネルの事実認定からは COOL 要件がどの程度目的の達成に貢献しているかが明らかでなく、また代替措置に関して検討するために必要な争いのない事実又はパネルの事実認定が十分でないなどとして、COOL 要件が TBT 協定 2 条 2 項に違反しているか否かについての結論を出さなかった(470, 473-490)。

これらに対して、**米国マグロ・ラベリング措置事件**のパネルは、GATT20 条に関する過去の判断を参照しつつも、GATT20 条と TBT 協定 2 条 2 項の文言には違いがあるとして両者を異なる意味に解釈している。すなわち同パネルによれば、GATT20 条が措置の必要性を問題にしているのに対し、TBT 協定 2 条 2 項は措置の「貿易制限的効果(trade restrictiveness)」の必要性を問題としており、その点を検討するためには、加盟国が達成しようとしている保護のレベルを念頭に置きつつ、措置が目的を達成している方法や程度を評価するとともに、措置をより貿易制限的でない代替措置と比較しなければならない(7.455-468)。

上記の点を踏まえつつパネルは、消費者への情報提供という目的に関連し、「イルカ安全」ラベルが認められている囲い込み漁以外の漁法についてもイルカに悪影響を与えている場合があることや、東熱帯太平洋の外で捕獲されたマグロ製品については実際にはイルカに悪影響を与えている場合であっても「イルカ安全」ラベルが認められることなどから、対象措置はマグロがイルカに悪影響を与える漁法で捕獲されているか否かについての正確な情報を消費者に提供するという目的を部分的にしか達成しておらず、また、メキシコの提案している代替措置(イルカ保存計画についての協定に基づくラベルを対象措置と並行して用いる)により、より正確な情報を消費者に提供することができると考えられると述べた(7.476-578)。イルカの保護という目的に関連しても、パネルは、この目的が達成されるかは消費者に情報を提供するという目的が達成されるかに相当程度依存しており、すでに述べたように消費者に情報を提供するという目的が部分的にしか達成されていないことから、イルカを保護するという目的についても部分的にしか達成されていないと述べるとともに、メキシコの提案している代替措置(AIDCP(国際的イルカ保全協定)に基づくラベルを対象措置と並行して用いる)によりイルカに対するある種の悪影響を減少させることができると結論した(7.590-619)。以上よりパネルは、マグロ・ラベリング措置が TBT 協定 2 条 2 項に違反していると結論した。

しかし上級委員会は、このパネル認定を破棄し、本件措置が TBT 協定 2 条 2 項に違反しないと結論した。すなわち上級委員会はまず、TBT 協定 2 条 2 項について、「対象措置が問題となっている正当な目的に貢献している程度(the degree of contribution made by the measure to the legitimate objective at issue)」、「対象措置の貿易制限的効果(the trade-restrictiveness of the measure)」、「問題となっている危険の性質と加盟国が対象措置によって達成しようとする目的が達成されなかった場合に生じ得る結果の深刻さ(the nature of

the risks at issue and the gravity of consequences that would arise from non-fulfilment of the objective(s) pursued by the Member through the measure)」を含む要素を考慮しなければならないほか、通常は「問題となっている措置と考えられる代替措置との比較(a comparison of the challenged measure and possible alternative measures)」、特に、目的が達成されなかった場合のリスクや代替措置が合理的に利用可能かを踏まえつつ、代替措置が「より貿易制限的でなく (less trade restrictive)」また「関連する正当な目的に同等の貢献をするか(make an equivalent contribution to the relevant legitimate objective)」を検討することも必要となると述べた。

そのうえで上級委員会は、パネルが行った対象措置と代替措置との比較について、パネルは申立国が国際的イルカ保全協定の規則単独ではなくこれと対象措置との併用を代替措置として特定していたことを考慮していないし、また東熱帯太平洋の域外ではなく域内における状況について比較を行うべきだったと指摘するとともに、東熱帯太平洋内において、申立国が提案している代替措置は、イルカの囲い込み漁を用いた場合にも「イルカ安全」ラベルの利用が認められ得るため、対象措置と同程度に目的を達成するとは言えないと述べて、TBT 協定 2 条 2 項違反を認めたパネルの結論を破棄した(315-322, 328-333, 342)。

以上のように、上級委員会の解釈によれば、措置が「正当な目的」を完全に達成していなくとも、措置が「正当な目的」の達成に貢献している程度や措置の貿易制限の効果、目的が達成されなかった場合のリスクなどを踏まえ、TBT 協定 2 条 2 項に違反しないと認められる可能性がある。このような解釈は、措置と正当な目的との間に厳密な「目的と手段(means and ends)」の関係を必ずしも求めているとも言え、競争関係に対する悪影響がもたらす正当な規制上の区別から生じているかを問題とする TBT 協定 2 条 1 項と比べて、柔軟な検討を可能にしている。

また、TBT 協定 2 条 2 項と GATT20 条の関係について、上級委員会は、両者がどのような関係にあるのかについては明言していないが、GATT20 条(や GATS14 条)の過去の上級委員会判断を踏まえながら、GATT20 条の意味に極めて類似した意味に TBT 協定 2 条 2 項を解釈している。ただ、TBT 協定 2 条 2 項の違反については申立国が立証責任を負う一方、GATT20 条による正当化の可否については被申立国が立証責任を負うという違いがある。また、「正当な目的」との関連で上述したように、GATT20 条については限定列举された特定の目的との関連で措置の「必要性」などが検討されるのに対し、TBT 協定 2 条 2 項については列举されていないかつ複数の目的との関連で措置の「必要性」が検討される余地があり、その意味では、GATT 規定に違反しかつ GATT20 条によって正当化されないと判断された措置が、TBT 協定 2 条 2 項には違反しないと判断される可能性がある。

4. TBT 協定 2 条 4 項

(1) 条文と問題の所在

TBT 協定 2 条 4 項は、「国際規格」を「基礎として」用いる義務について、次のとおり定める。

- ・加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。

本規定は、「国際規格」について明確な定めをしておらず、紛争においてある基準や規格が本規定の「国際規格」に相当するか否かが争われる可能性がある。この点については、**米国マグロ・ラベリング措置事件**において検討が行われている。

(2) 3 事件パネル・上級委員会による解釈及び適用

米国クローブタバコ関連措置事件においては、TBT 協定 2 条 4 項は争点とならなかった。

米国 COOL 要件事件においては、パネル段階においては TBT 協定 2 条 4 項違反の有無が争われたが、パネルは申立国の挙げている規格(CODEX-STAN 1-1985)が消費者に原産地情報を提供するという目的を達成するために効果的でも適当でもないと結論したため、同規格が国際規格に相当するかの検討は行わなかった²¹。

米国マグロ・ラベリング措置事件では、AIDCP(国際的イルカ保全プログラムに関する協定)の勧告が国際規格かが争われた。パネルはまず、ISO・IEC ガイド 2 に依拠しつつ²²、ある措置が「国際規格」と認められるためには、(i)「規格(standard)」であること、(ii)「国際標準化機関によって採択されたこと(adopted by an international standardizing/standards organization)」、(iii)「一般に利用可能であること(made available to the public)」の 3 要素が必要であると述べた。

そのうえで、「規格」については、「国際規格」という文言における「規格」は、ISO・IEC ガイド 2 に沿って解釈されなければならない(つまり TBT 協定附属書 1 パラグラフ 2「任意規格(Standard)」とは異なるということ)、したがって「規格」は、「コンセンサスによって策定されかつ認められた機関によって承認された文書で、与えられた文脈において最適な秩序をもたらすために活動やその結果についての規則、指針、特性を定め、かつ共通してかつ繰り返し利用されるようなもの(document, established by consensus and approved by a recognized body, that provides, for common and repeated use, rules, guidelines or

²¹ 上級委員会に対する申立てはない。

²² TBT 協定 1 条 1 項及び附属書 1 前文は、「国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第二巻(ISO・IEC ガイド 2)の第六版(千九百九十一年)の『標準化及び関連する活動に関する一般用語並びにこれらの用語の定義』に提示される用語をこの協定で使用する場合には、…同指針書において定義されるこれらの用語の意味と同一の意味を有する」と定めている。

characteristics for activities or their results, aimed at the achievement of the optimum degree of order in a given context)」と解され、この点 AIDCP の勧告はマグロの捕獲やマグロについて規則、指針、特性を定めた文書であるとともに、マグロやマグロ製品に適用される標章、包装、記号、ラベリングといった要件を含む文書であり、また AIDCP の当事国の過半数が出席した会合においてコンセンサスにおいて採択されかつ批准又は加入されていることから、「規格」とみなされると認めた(7.659-7.677)。

次に「国際標準化機関」によって採択されたかについて、パネルは、「国際標準化機関」は、ISO・IEC ガイド 2 によれば、「他の機関又は個人を構成員とする法的又は行政主体であり、確立した規約と自らの運営組織を有し、標準化について認められた活動を行い、かつすべての国の関連機関が加盟することのできるもの (legal or administrative entity based on the membership of other bodies or individuals that has an established constitution and its own administration, has recognized activities in standardization, and whose membership is open to the relevant body of every country)」でなければならないが、AIDCP と IATTC(全米熱帯まぐろ類委員会。AIDCP の下で行われるプログラムである IDC(国際イルカ保全プログラム)をサポートする機関)及び両者の関係、AIDCP 勧告がマグロやマグロ製品と関連する生産工程及び生産方法に関わりまたマークやラベリング要件を定めた共通してかつ繰り返し利用される規定を含むこと、AIDCP の標準化活動に AIDCP の締約国が参加していることは標準化活動が「認められている」ことを意味すること、東熱帯太平洋域内で漁業に従事する限り AIDCP に加入できかつ東熱帯太平洋域内で漁業に従事することは禁止されておらずよって AIDCP はすべての WTO 加盟国が「加盟することのできる機関」であることから、AIDCP は TBT 協定 2 条 4 項に基づく「国際標準化機関」とであると認めた(7.678-7.693)。

パネルはまた、AIDCP の手続は一般に公表されていることから、AIDCP の「イルカ安全」の定義及び認証は一般に利用可能であることを認めた(7.694-7.697)。

最後にパネルは、AIDCP の「イルカ安全」の定義及び認証と米国の「イルカ安全」ラベル規定は、マグロ及びマグロ製品という同じ産品を対象とし、囲い込み漁法のイルカの安全性への影響という同じ問題を扱い、かつラベルという同じ手段を用いていることなどから前者は後者に関連し(bear upon, related to, or are pertinent to)、したがって TBT 協定 2 条 4 項の「関連する国際規格」と認められると結論した(7.700-7.707)。

そのうえでパネルは、本件措置は AIDCP 勧告と「密接に関連(closely connected)」しているものの「乖離(departure)」がみられ、AIDCP 勧告を「基礎としている」とは言えないと認めた。しかし同時に、AIDCP 勧告は囲い込み漁が用いられている場合にも「イルカ安全」ラベルを貼付する可能性を認めており、そのような漁法による悪影響を本件措置と同様に排除し得るわけではないことから、AIDCP 勧告のみで本件措置の目的を「達成する機能を有し(ha[ve] the capacity to accomplish)」かつ目的を「達成するのに適しており([is] suitable for the fulfilment)」したがって AIDCP が「効果的」かつ「適当」であることをメキシコは証明していないとして、TBT 協定 2 条 4 項違反を認めなかった(7.711-7.716, 7.721-7.740)。

これに対して上級委員会は、AIDCP 勧告が「関連する国際規格」であるとのパネルの結論を破棄した。

上級委員会はまず、規格が「国際」的なものかを決めるのは主として「規格を承認する主体の特性(characteristics of the entity approving a standard)」であるが、同時にその他の手続的条件も満たさなければならない可能性がある」と述べつつも、本件上訴において問題となっているのは前者であることを確認した(353)。また上級委員会は、TBT 協定附属書 1 パラグラフ 2 及び ISO・IEC ガイド 2 に依拠して解釈を行ったが、これについて、両者に相違がある場合には前者が優先されることを確認した(354)。さらに、TBT 委員会の決定(Decision on Principles for the Development of International Standards, Guide and Recommendations with Relation to Articles 2, 5, and Annex 3 to the Agreement)は条約法条約 31 条 3 項(a)の「後にされた合意」と認められ、また TBT 協定附属書 1 パラグラフ 4 の「加盟することのできる(open)」の解釈や「標準化における認められた活動」の解釈及び適用に直接関係するものであると述べ、これを踏まえつつ解釈を行った(371-372)。

上級委員会は次に、TBT 協定上「国際」規格として認められるためには、規格が「国際標準化機関(international standardizing body)」によって承認されており、またその機関が「標準化において認められた活動をしており(has recognized activities in standardization)」かつ「少なくともすべての加盟国の関連機関が加盟することのできる(membership is open to the relevant bodies of at least all Members)」ものであることが求められること、「国際標準化機関」の解釈は本用語の「定義を構成する各要素が合わせて検討される包括的な作用(a holistic exercise in which the components of the definition are to be considered together)」でなければならないことを指摘した(359)。

上級委員会は上記の点を踏まえつつ、「国際標準化機関」の定義を構成する各要素について、さらに詳細に検討する。

まず「認められた活動」については、(i)活動は複数である必要はなく、標準化について「活動的(active)」であればよい(360)、(ii)「認められる」の意味には、事実に関するもの(何かが存在していることの認識)と評価に関するもの(normative)(何かの有効性や合法性に関する認識)が含まれる(361)、(iii)標準化活動が機関の主要な機能である必要はないが、少なくとも当該機関が標準化活動に従事していることについて WTO 加盟国が認知しているか推定していることが求められる(362)、(iv)問題となるのは、活動が WTO 加盟国によって認められているかである(363)、(v)規格の発展において、国際規格についての 6 原則を定めた TBT 委員会決定に従っているかは機関の標準化活動が WTO 加盟国によって「認められ」ているかにおいて考慮される(376-377)、(vi)機関の標準化活動への参加は当該機関が認められた活動をしていることの証拠となるし、規格の発展に参加している国が多ければ多いほど、その機関の標準化における活動が「認められ」ていると言える可能性が高くなる(390)、(vii)当該機関の規格が使われているかどうかは「認められ」ているかを判断する際に重要な要素ではあるが、当該機関の規格が広く使われている場合にのみその機関が

標準化活動に従事していると認められるわけではない(392)、(viii)一つの規格しか策定していないからと言って「認められた」標準化活動をしていないとは言えない(394)、と述べた。

次に「加盟することのできる」の意味について、(i)機関への加盟が制限されてはならず、加盟をアプリアリに一部の WTO 加盟国の関連機関に限定している機関は加盟することのできる機関とは言えず、たとえば地域機関は「国際」機関と区別される(364-365)、(ii)規格の発展のすべての段階において、また無差別に加盟することができなければならない(374-375)、(iii)「加盟すること」ができるかは、当該機関への加盟に関する規定、手続、慣行を踏まえてケース・バイ・ケースで判断しなければならない(386)、(iv)加盟に招待が必要な機関であっても、たとえば加盟の意思を表明すれば自動的に招待されるのであれば、招待は形式上の問題であり、当該機関は加盟することのできる機関と言える(386)、と述べた。

このほか上級委員会は、TBT 協定が国際標準化機関のリストを定めていないことから、TBT 協定採択時には標準化活動に従事していなかった機関による国際規格発展を奨励していると解され、また TBT 協定や TBT 委員会の決定は、国際規格の発展が透明性をもってかつ幅広い参加を得て行われるよう確保するとの加盟国の意図を反映していると付け加えた(379)。

これらを踏まえつつ、上級委員会は、次の 2 点についてパネルの解釈が誤っていると指摘した。すなわち、(i)国際規格は「国際標準化機関(international standardizing bodies)」によって採択されなければならないが、そのような「機関(bodies)」は「国際標準化組織(international standardizing organizations)」である必要はなく、AIDCP 勧告が(「機関(body)」によって採択されたかではなく)「組織(organization)」によって採択されたかを検討したパネルは誤りであった(384-395)、(ii)本件において、AIDCP 加盟への招待を行うかは AIDCP 締約国のコンセンサスによって決定されており、招待されるかは形式の問題にとどまらないことから、AIDCP は少なくともすべての WTO 加盟国が加盟することのできる機関とは言えない(396-398)。以上から上級委員会は、AIDCP は TBT 協定に定められる「国際」機関とは言えず、AIDCP 勧告は国際規格ではないため、米国は TBT 協定 2 条 4 項に違反していないと結論した(401)。

以上のように、上級委員会は、「国際規格」の意味について一定の明確化を行っている。すなわち上級委員会によれば、国際規格とは、国際標準化機関によって承認された規格であり、また承認を行う国際標準機関は、標準化において認められた活動を行い、かつすべての WTO 加盟国の関連機関が無差別かつ自動的に加盟することのできるものでなければならない。さらに、標準化において「認められた活動」をしているか否かの判断において、当該機関が TBT 委員会決定に基づく国際規格に関する 6 原則を尊重しているかが考慮される。ただ、具体的にどの規格が「国際規格」とみなされるかについては、今後の判断を待つ必要がある。

【主な参考文献(本章で扱った 3 事件の評釈)】

<米国クローブタバコ関連措置事件>

- 中川淳司(WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書)
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/12-7.pdf
- 内記香子「米国－クローブ入りタバコ規制事件(インドネシア)－TBT 協定 2.1 条と GATT3 条 4 項の関係を中心に－」
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/13p013.pdf>
- Tomer Broude & Philip I. Levy, “Do you mind if I don’t smoke? Products, purpose and indeterminacy in US – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes,” *World Trade Review*, v.13, p.357 (2014)

<米国マグロ・ラベリング措置事件>

- 吉田脩(WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書)
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/11-6.pdf
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/12-8.pdf
- 内記香子「米国－マグロ・ラベリング事件(メキシコ) (DS381)－TBT 紛争史における意義－」
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/13p014.pdf>
- Meredith A. Crowley & Robert Howse, “Tuna – Dolphin II: a legal and economic analysis of the Appellate Body Report,” *World Trade Review*, v.13, p.321 (2014)

<米国 COOL 要件事件>

- 小寺智史(WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書)
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/11-9.pdf
http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.files/12-9.pdf
- 内記香子「米国－原産国名表示要求(COOL) 事件(DS384、386)－生鮮食品の原産国名表示と国際貿易－」
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/14p022.pdf>
- Petros C. Mavroidis & Kamal Saggi, “What is not so Cool about US – COOL Regulations? A Critical Analysis of the Appellate Body’s ruling on US – COOL,” *World Trade Review*, v.13, p.299 (2014)

<上記 3 事件共通>

- 京極(田部)智子・藤岡典夫「TBT 協定をめぐる最近の判例の動向－米国・丁子タバコ、米国・マグロ・ラベリング、米国・COOL 事件の分析－」、『農林水産政策研究』第 23 号 51 頁(2014 年)
<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/seisaku/pdf/2014-23-3.pdf>
- Robert Howse & Philip I. Levy, “The TBT Panels: US – Cloves, US – Tuna, US – COOL,” *World Trade Review*, v.12, p.327 (2013)

第3章 WTO 調達協定と標準化

東京大学名誉教授・元 WTO 上級委員

松下 満雄

第1節 政府調達とはなにか。

本章においては WTO 調達協定と標準化の関係を検討する。その前提として、政府調達、及び、政府調達協定について概略を述べる。

いわゆる政府調達とは、政府、地方公共団体、及び、何らかの意味での公的機関による物品、サービス等の調達である¹。WTO 調達協定における政府調達とは、同協定に基づいて各加盟国が指定をした団体ないし機関による、物品又はサービス等の調達である。政府機関による各種物品の調達の他、例えば、サービスの調達としては、建設、通信システム、エンジニアリング、コンピューター管理など多種多様なものが含まれる。後述の、JR による SUICA の調達もまた、通信システムを利用したサービスの調達ということができる。さらに、政府用の建物の建設請負、管理等も当然に含まれる。

但し、ここにいる政府調達とは、政府が自らの用務のために物品やサービスを調達することをいうのであり、政府機関が物品等を購入して、それを再販売して収益を上げること、又は、収益を上げなくても、その購入した物品等を自らの用務に用いずに、他者に譲渡するような場合には、これは政府調達ではない。

政府調達は国民経済のなかでは大きな役割を果たしている。例えば、EU 諸国においては、政府調達市場は GDP の平均 17% を占めているといわれている。また、インドにおいては、政府調達はインド GDP の 39% にも達するといわれている²。政府調達の国民経済における役割は特に発展途上国において大きなものがある。市場規模が比較的小さい発展途上国においては、政府調達が経済に及ぼす影響は先進国に比較して大きく、経済発展がこれに依存する度合いも大きい。

先進国においても、例えば、経済が不況に陥る等、経済危機が到来する場合には、これを乗り切るために政府調達が用いられることがある。その最近の顕著な例として、2008 年のリーマンショックの後に米国(及び他の諸国)を襲った経済危機を克服するために米政府が

¹ 政府調達については、以下の文献を参照。Sue Arrowsmith & Robert D Anderson, ed., *The WTO Regime on Government Procurement* (Cambridge University Press, 2011); Bernard Hoekman & Petros C. Mavroidis, ed., *Law and Policy in Public Purchasing* (The University of Michigan Press, 1997); Peter Trepte, *The Agreement on Government Procurement in the World Trade Organization, in the World Trade Organization: Legal, Economic and Political Analysis, Vol. I* (ed. Patrick F.J. Macrory, Arthur Appleton and Michael Plummer, Spring 2005), pp. 1124-1163

² WTO Ministerial Conference, Briefing note: Government Procurement Agreement (GPA), http://www.wto.org/english/thewto_e/minute/brief.gpa/e.htm pp. 3-4

「バイアメリカン」運動を推進した等は、我々の記憶に新しいところである。また、国家安全保障のため、軍需物資を国内企業からのみ調達する場合も多い。このように調達と政府の経済政策、安全保障政策とは密接に関連している。

政府調達は本研究会のテーマである標準化と密接に関係している。すなわち、政府調達は国民の税金を使用して行われるものであるため、政府としてはその調達した製品やサービス、建設した建物等の品質を維持し、かつ、安全を確保することは至上命令であり、この観点から、公的に認められた標準、又は、業界等で承認されている標準(技術標準等)を用いることは一般的に行われている。

電気通信関連製品分野における一例をあげるならば、クワルコム社は CDMA 携帯電話の部品の製造のための必須特許を所有しているが、電気通信分野における国際機関である ITU (International Telecommunications Union) (国際電気通信連合)はこの技術を国際規格として採択し、ITU に加盟する我が国の郵政省(現国土交通省)はこの技術標準を強制規格として採択した。このような場合には、我が国において当該携帯電話の製造販売を行う者はこの技術を採用しこれによって製造を行わなければならない。

また、JIS(日本工業規格、Japan Industrial Standard)は一定の品質基準を満たした製品について、工場ごとの検査を受けた後に、JIS 表示をすることを認めている。JIS はそれ自体としては強制規格ではなく、任意規格である。すなわち、ある製品を製造販売する場合、これが JIS 規格を満たしていなくても、その製造販売が禁止されるわけではない。しかし、政府、地方公共団体等による調達に際して、JIS 規格によらない製品は事実上調達の対象とならない場合があり、また、工業標準化法 67 条は公共機関の物品等調達において JIS を尊重すべきことを定めている。この他、各省庁が所管する調達機関する法律や規則のなかには、JIS 規格を採択しているものもある。このような場合には、JIS 規格はその対象製品に関しては、強制規格の性格を有する。いずれにせよ、多くの場合、公共調達においては、JIS 規格、農林物資については JAS(Japan Agricultural Standard) (日本農林規格)、又は、なんらかの公に認められている規格を用いる製品が調達の対象となることが多い。

第 2 節 WTO 政府調達協定と適用範囲

1. ガット 3 条 8 項(a)号と WTO 政府調達協定

上記のように、政府調達は巨大市場であり、これは国内企業のみならず、外国企業にとっても絶好のビジネスチャンスを提供する。この意味から、政府調達は大きな通商問題として意識されてきている。しかし、前述のように、政府調達は国内産業保護育成、特に、国内の中小企業育成や戦略産業育成にとって重要な役割を果たすものである。また、国防産業のように外国企業に依存することには政策上問題があるような場合には、例えば、防衛産業からの調達は国内企業に限る等の措置がとられることとなる。発展途上国のように国内市場が

比較的小さい場合には、政府調達には国内産業保護育成のためにぜひ守らなければならない点であることもある。

このように政府調達市場は、一般市場と比較して特色を有しているが、世界の体制は徐々に、政府調達の外国企業への開放に向かっている。貿易の発展にともなって、今後はますます各国の国内調達市場の開放の要求は強まるであろう。

国際通商についての基本ルールであるガット 3 条は内国民待遇を定めているが、同条 8 項(a)号において、政府調達は内国民待遇の例外であることが定められている。すなわち、この 8 項(b)によると、政府調達における補助金の支給は禁止されないと規定されている。また、ガット 17 条 1 項は、国家貿易に関して内国民待遇を規定しているが、その 2 項において、政府が使用する物品の購入については例外を認めると定める。

しかし、政府調達の分野における国際通商の拡大の必要から、政府調達に適用される国際協定が締結されている。これは政府調達協定であり、WTO 協定の一環である。すでに東京ラウンドにおいて政府調達協定が締結されており、施行されていたが、物品の調達のみがカバーされ、サービスが抜けている等の問題があった。その後、WTO の発足とともに、1996 年から WTO 政府調達協定が発足した。この協定は物品、サービスの調達等広い範囲をカバーしていたが、この協定では発展途上国に対する取扱いに不備がある等の指摘がなされ、1999 年に新たに WTO において政府調達協定の締結を目指して、国際協定締結交渉が開始された。そして紆余曲折の後に、2011 年に新協定が妥結し、12 年に採択された。そして、加盟国の 2/3 の国内的批准があることを条件として発効することとなった。現在はずでにこの要件は満たされ、この協定が実施されている。以下、この協定を「政府調達協定」又は単に「協定」という³。

政府調達協定は 21 条と附属書からなっており、一般原則、例外、発展途上国の待遇、入札制度に関する情報提供、技術仕様、入札参加資格、入札の態様、電子入札に関する規定、等に関する規定が含まれている。

政府調達協定は、WTO 協定(マラケッシュ協定)附属書 4 であり、これは WTO 協定の他の附属書(附属書 1~3)とは異なって、複数国間協定(plurilateral agreement)であり、一括受諾方式(single undertaking)の例外である。すなわち、政府調達協定は他の附属書における協定とは異なって、加盟国は必ずしも加盟する必要はなく、任意加盟となっている。その理由として、政府調達は、ある場合には国家安全保障等国家にとって核心的重要性を有する事項を対象とすること、及び、発展途上国(WTO 加盟国の大多数は発展途上国である。)にとって政府調達市場は国内産業保護、及び、経済発展にとって極めて重要な役割を占めており、これらの国に対して WTO の基本原則である無差別待遇(内国民待遇、及び、最恵国待遇)を無差別に適用するのは必ずしも適切でない場合があること、が挙げられるであろう。

³ 政府調達協定の概要については、松下満雄「WTO 新政府調達協定について」国際商事法務 40 巻 5 号(2012)参照

2. 政府調達協定の適用範囲

この協定は、物品、及び、サービス、又はこれの結合の調達のうち、各加盟国の附属書に記載されたものであって、商業用の販売は再販売を目的としないものに適用される。また、協定は、加盟国の入札発表時の附属書付表(Annex to Appendix)に記載される基準金額及びそれを超える金額の調達に適用される。加盟国は、附属書付表に協定対象となる中央政府機関、地方政府調達機関、その他の調達機関、協定対象となる物品、サービス、及び、建設等について記載しなければならない。

我が国においては、政府調達協定に基づいて、中央政府機関、地方政府機関の他、約 140 の民間団体が指定されているが、これらの団体は単なる私企業ではなく、何らかの意味において公的色彩のある団体である。若干の例を挙げるならば、政策投資銀行、国際協力銀行、JETRO、日本郵政株式会社、郵貯銀行、成田空港株式会社、NTT、理研等であるが、これらは、外務省ウェブサイト⁴等を参照することによって詳細を知ることができる。

また、協定適用対象となる下限である基準調達金額については、物品購入、建設請負等、調達に係る物品やサービスによって異なっているが、最小の 13 万 SDR(物品購入)から最大の 450 万 SDR(建設サービス)まで、千差万別である。なお、2015 年 1 月現在、1SDR は 157.096 円である。

第 3 節 政府調達協定と標準化

政府調達協定の詳細な説明は省略することとし、標準化に関係のある規定について一瞥する。

1. 技術仕様(国際規格に準拠すべき)

協定 10 条は政府調達に当って用いられている技術仕様について規定する。これによると、仕様は成果(performance)と機能(function)による基準でなければならない、デザイン及び記述的特徴による基準ではないとされている。また、国際規格が存在する場合には、政府調達における国内基準(仕様)は当該国際規格に準拠(base on)しなければならない。これを定める規定は協定 10 条 2 項(b)であるが、これによると調達機関は「国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建設規準に基づいて当該技術仕様を定めること。」とされている。この場合の「準拠する」ということの意味については、従来の WTO 上級委員会判例等によると、当該国内基準ないし技術仕様が国際規格と同一である必要は必ずしもなく、両者の間に合理的な関係、すなわち、合理的に当該国際規格と類似又は近似するものであればそれで足りると解釈されている。

⁴ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html>

規格について詳細に定めている TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)2 条 4 項においては、国内強制規格は、国際規格が存在する場合、及び、国際規格の仕上がりが間近(imminent)である場合には、これに準拠しなければならないとしているが、政府調達協定においては、この「間近」(imminent)という文言がない。そうすると、政府調達協定においては、既に国際規格が存在する場合には、国内規格はそれに準拠することを要するが、その仕上がりが間近である場合には準拠する必要がないかという問題が生ずる。

この点はモトローラ/JR 事件における中心的問題であるので、その事例について検討する場合に論ずるが、結論としては、TBT 協定 2 条 4 項の場合とは異なって、政府調達協定においては、国際規格がまだ完成していない場合には、その完成がいかに間近であっても、その遵守義務はないと解する。

その理由として挙げられるのは、この両協定の性格の違いである。TBT 協定は WTO 協定附属書 1A に属する協定としてすべての加盟国がこれを遵守しなければならないものであるが、政府調達協定は前述のように複数国間協定であり、これに加盟する加盟国のみが同協定上の義務を負う。ここからも示されるように、政府調達協定は、発展途上国に対する配慮もあって加盟国の裁量の幅を大きくする趣旨が含まれていると考えられる。換言すると、TBT 協定の場合とは異なって加盟国の主権を尊重する度合いが大きいと考えられるのである。

TBT 協定 2 条 4 項においては、加盟国は強制規格を制定する場合に、当該強制規格に関連する国際規格があるとき、又は、その仕上がりが間近であるときには、これに準拠しなければならないと規定すると同時に、それに続けて、「ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。」として、国際規格に準拠しないでもよい場合を規定している。

政府調達協定においては、これと同じ文言はないが、国際規格に準拠することが適切でない場合の正当化事由については、同協定 3 条 1 項がある。これは安全保障、及び、一般例外に関する規定であるが、以下のように規定している。

すなわち、この規定によると、(1) 自国の安全保障上の重大利益の確保のために必要な措置、及び、(2) (a) 公衆の道徳、公の秩序、又は、公共の安全の確保のために必要な措置、(b) 人、動物、植物の生命、又は、健康の保護のために必要な措置、(c) 知的財産の保護のために必要な措置、及び、(d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置、は例外として、協定の義務の範囲外となる。

但し、(a)-(d)については、それが差別的、恣意的手段によって、若しくは、国際貿易に対する偽装された制限となるような態様で適用されることがないことを条件として、許容される。

また、協定 13 条に限定入札が規定されており、これについては後に触れるが、これに該当する場合には、加盟国独自の規格を用いることが必然となることがあり、この場合には、国際規格準拠義務からは免除されるということができよう。

2. 入札者からの仕様策定に関する助言

協定 10 条 5 項は、調達機関は調達に当って仕様を策定し採択する場合、競争を排除するようなやり方で当該調達機関に商業的利害関係を有する者から助言を求め、又は、これを受け入れてはならないと規定する。これは端的に言えば、調達機関が技術仕様等の仕様を策定し採用する場合、特定の企業から助言を受け、その助言に基づいて仕様を策定するとすれば、その企業が入札において他の競争者に比較して有利な立場に立つことは明白であり、これによって競争が排除され、競争入札のメリットが失われるからである。しかし、技術力を有する企業からの助言をいっさい受け入れないということは非現実的である。とすると、結局程度問題ということになる。これはケース・バイ・ケースで決定する以外にないが、要するに仕様策定に当ってこのような助言を受け入れることによって、競争者が不当に不利にならないような配慮が必要である。

すなわち、この 10 条 5 項の要請と、仕様策定にあたって国際標準を受け入れるべしという要請を調和させることが必要である。ここで問題となり得るのは、例えば、ある技術製品について二つ又はそれ以上の国際標準があり、この両者が競合関係に立っている場合である。このような場合、調達機関がその一つの基準を採択してそれを仕様策定の基礎として用いる場合はどうであろうか。その場合、他の国際標準を採択する入札者は不利益を受ける可能性がある。しかしながら、協定 10 条 5 項では、技術仕様について国際規格がある場合にはその準拠義務を定めているのであり、上記の場合はこの規定上の要請に基づいており、これだけで協定違反とはいえないであろう。したがって、加盟国が複数ある国際規格のうちある規格を採用し、これを実施したからといって、それで協定 10 条 5 項違反とはいえないであろう。

但し、後にモトローラ/JR 事件に即して触れるように、調達機関がある企業から技術仕様について助言を受け、これに基づいて入札の仕様を策定する場合、当該企業の競争者が不当に不利になり、反競争的効果が生ずるとして、紛争の種になることがあり得る。技術の調達と製品の調達を別々にする、すなわち、技術的アドバイスを受ける企業と製品の供給を受ける企業を別にする等の配慮は、少なくとも政策論としては必要である。なお、この問題に関する米国防省、及び、米航空宇宙局(NASA)の取り組みについては、後に本章末尾の「補論」において触れる。

3. 無差別原則

政府調達協定 4 条 1 項及び 2 項において一般原則が述べられているが、これによると内外無差別原則、及び、最恵国待遇が規定されており、同種製品又は同種サービスを提供する内国及び外国供給者間、他国と関係のある内国供給者とそのような関係のない内国供給者間、及び、他の加盟国の製品又はサービスを提供する供給者間の差別は禁止される。標準化との関係については、ある国で政府機関、何らかの意味において政府の認証を得ている規格

認証団体が行う、国内技術標準、レベル貼付義務、製品の検定合格認証手続き等について、外国企業又は外国製品に不利な面があると、この規定との関係で問題が生ずる。これらは一般的には、WTO 協定の一つである TBT 協定、又は、製品によっては、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS, Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures) に違反する恐れがあるが、政府調達においてかかる差別が行われる場合には、政府調達協定 4 条 1 項及び 2 項の問題となるであろう。

この場合、かかる国内措置は政府調達協定に違反すると同時に、TBT、又は、SPS にも違反するのかという問題が生ずる。これは WTO 法の解釈問題であるが、一般論としては、政府調達協定は、ガット、及び、TBT、SPS との関係では特殊で固有な分野を扱っており、いわば「特別法」的な立場であるので、政府調達における TBT、SPS 問題に関しては、政府調達協定が適用されると考えるのが順当であろう。

しかし、政府調達協定 4 条 1 項及び 2 項は一般条項であり、詳細な内容はなにも規定されていない。規格についての国際ルールとしては、TBT 協定が最も詳細なものである。規格問題は TBT 協定、及び、政府調達協定に共通する問題点であり、政府調達協定 4 条 1 項及び 2 項を解釈して適用する場合、TBT 協定 4 条 2 項をはじめ、同協定の他の規定、及び、それを解釈した WTO 紛争解決機関の判例 (パネル、及び、上級委員会報告書) が参考とされることは言うまでもない。

なお、基準認証団体によって外国製品、又は、外国企業に対する不利な差別が行われる場合には、WTO 協定、及び、政府調達関係法令適用の他、国によっては競争法の適用対象となることがある。多くの国の競争法においては、基準認証分野における認証団体の差別行為をカルテル類似の行為、独占行為、又は、支配的地位の濫用行為として禁止の対象としている。

第 4 節 発展途上国

政府調達協定 5 条は、発展途上国についていくつかの特例を認めている。これらの特例が国際規格の遵守とはどのような関係になるのかについて次に略述する。同協定における発展途上国に関する特別なルールの概略を述べるならば、以下のようになる。

政府調達協定における、発展途上国に関する規定は同協定の 5 条であるが、その主要内容は、(1) 入札において自国供給者に価格面で有利な条件を付与すること、(2) 国産部品使用等国内発展に寄与する措置、(3) 特定の調達機関や分野を適宜協定の対象として参入させること、(4) 移行期間 (最貧発展途上国については、加盟後 5 年間、その他の発展途上国については加盟後 3 年間) の間、協定の対象となる調達額の基準値を恒常的な基準値よりも高くすること、である。これらの措置は発展途上国に有利な条件を設定して、発展途上国の政府調達協定への参加を促進することにその目的がある。

これらのうち、(1) (3)、及び、(4) は、標準化とは無関係なので説明は省略する。国際規格に関係するものとしては、(2) をあげることができる。この (2) にいう特典は発展途上国

が自国産業発展のために、当該調達機関が外国企業を排除し自国企業からの部品等の排他的買い付けを認めるものである。したがって、仮にその国内企業が製造する部品等の製品が国際規格に適合しないものであるとしても、この購買が優先されることとなる。

前述のように政府調達協定 10 条 2 項(b)においては、政府調達に係る製品に関して国際規格がある場合には、何らかの例外に該当しない限りこれに準拠すべきことを定めている。しかし、上記のように発展途上国に関しては部品等について国産品優先買い付けが認められている。これは協定 10 条 2 項(b)との関係においては例外をなすものということができる。

第 5 節 入札

政府調達協定においては、三つの調達方式が規定されている。すなわち、(1)公開入札(open tendering)、(2)選択入札(selective tendering)、及び、(3)制限的入札(limited tendering)である。公開入札は、一般的に開かれている入札であり、選択入札はいわゆる指名入札であり、調達機関が資格、適性、その他の基準に基づいて設定する基準に適合する者(すなわち、このような基準をみたすものとして指名された者)が入札することができる方式である。そして、制限的入札は調達機関が指定する一定の者のみが入札できる制度である。これはいわゆる随意契約に該当する。

これらのうち、公開入札と選択入札においては、例外事由がないかぎり、その技術仕様について、国際標準がある場合にはこれに準拠することが要求される。制限的入札に関しては、事柄の特殊性から、必ずしも国際標準(及び、国内標準)に準拠することを要求されないと考えられる。

制限的入札を用いることができる場合は、政府調達協定 13 条に列挙されている。すなわち、(1)入札者がいない場合、当該入札の条件に適合する入札がない場合、入札に際して談合が行われる場合、(2)調達すべき物品又はサービスが特定の供給者によってのみ供給され得る場合、及び、特許権、著作権、又は他の排他的権利の存在、若しくは、技術的理由による競争の欠如によって代替的物品又はサービスが存在しない場合、(3)当初の供給者による物品又はサービスの追加的供給であり、供給者の変更が、(ア)すでに調達された既存の器具、ソフトウェア、サービス又は施設との互換性、協働性の観点から経済的又は技術的に不可能である、又は、(イ)かかる変更が実質的不都合やコストの原因となる、という理由によって不可能である場合、(4)調達機関によって予期し得ない事象の発生に起因する緊急事態により、公開入札又は選択入札を行うことができない場合、(5)商品市場で購入した物品の場合、(6)調達機関の要請によって特定の契約に基づいて開発、製作されたプロトタイプ、最初の製品、又は、サービスを調達機関が購入する場合、当初の製品又はサービスの開発は、現場でのテスト、及び、当該物品又はサービスが量産のため満足すべき品質であるかの証明のための限定された数量の生産又は供給を含むことができるが、商業的可能性の確立のための量産や大量供給を含まない。(7)企業整理に伴う売り尽くし等の事情による例外的に有利な

条件での購買の場合、(8)デザインコンテストの結果、その勝者に契約が付与された場合。但し、当該コンテストは協定に適合する条件下になされたものでなければならず、その審判者は独立の者でなければならない。

以上の状況はいずれも調達機関がある特定の者、又は、ある特定製品を購入せざるを得ない場合であり、これは協定 10 条 2 項(b)による国際標準準拠義務の埒外であるといえることができる。

第 6 節 政府調達における国際標準化を巡る紛争

1. 政府調達協定における紛争処理制度

政府調達協定は、WTO 協定の一環であるので、協定の適用に関する紛争が生ずる場合、紛争当事国は WTO の紛争解決機関 (Dispute Settlement Body) に提訴して、その裁定を仰ぐことができる。なお、政府調達協定 20 条は、これとは別途、国内機関として協定違反に対する苦情処理機関を設置しなければならない、かかる苦情処理機関は裁判所、又は、利害関係者から独立した検討機関でなければならない。我が国においては、かかる検討機関として、内閣府に「政府調達苦情検討委員会」(これは「CHANS」とよばれる。)が設置されており、日本の政府調達機関が行う調達についての紛争処理(WTO 政府調達協定関連事案)に当たっている⁵。但し案件数は多くはなく、平成 8 年に CHANS 発足以来、年に 1~3 件くらいのペースである。最近においては、平成 20 年に 1 件、21 年なし、22 年 2 件、24 年 2 件なし、25 年なし、26 年 2 件、となっている。

2. 従来の紛争の概略

WTO/GATT においても、政府調達協定関係の事件は少なく、旧ガット時代のトロンハイム事件(ノルウェー政府が道路自動車料金徴収システムに際して単一入札(随意契約)によって国内企業に請負契約を付与したことに対して米政府が提訴)⁶、韓国仁川国際空港事件(韓国政府が空港建設に際して国内企業の関与を条件としたことに対して、米政府が提訴)⁷、及び、米マサチューセッツ州バイアメリカン事件(米マサチューセッツ州政府が、ミャンマー政府の人権政策に対する抗議として、ミャンマーと取引をする企業を同州調達から排除したことに対して、EU、及び、日本が提訴。米国内法によって解決したため、WTO 紛争処理パネルは解散)⁸の三件を数えるのみである。

⁵ CHANS については、http://www5.cao.go.jp/access/japan/chans_main/j.html-12k を参照

⁶ Norway-Procurement of Toll Collection Equipment for the City of Trondheim, Report of the Panel, 13 May 1992 (GPR.DS2/R9, BIOSD 40S/3191)

⁷ Korea-Measures Affecting Government Procurement, Panel Report, WT/DS1631/R, 19 June 2000,

⁸ United States – Measures Affecting Government Procurement – Constitution of the Panel Established at the Request of the European Communities and Japan – communication from the DSB Chairman, WT/DS88/\$; WT/DS95/4; 米国内判例については、Crosby v. National Foreign Trade Council, 520 U.S. 372 (2000)

この他に、国内事件としては、米国の各州の行う「バイアメリカン法」(時には、「バイステイト法」)に関する多くの判例がある。これらの大部分は米国における連邦政府と州政府の権限配分に関するものである。若干の判例においては、州のバイアメリカン法とガットの関係を取り扱ったものもある⁹。しかし、技術標準等、標準化との関係の問題が提起された事例は皆無である。

したがって、これらの案件はいずれも、いずれも標準化問題とは無関係であるので、説明は省略する。

3. モトローラ/JR 事件¹⁰

国際規格との関係で問題となった案件は、以下に述べるモトローラ/JR 事件であり、筆者が知る限り、政府調達協定に関連して国際規格に基づいて標準化が問題となった唯一の紛争案件である。

この事件は JR が鉄道の改札用の「SUICA」の導入に当たって入札を行い、日本企業ソニーが落札したのに対して、同じく入札に参加して敗退した米社モトローラ (Motorola) (以下、「モ社」という。)が JR を相手として、CHANS に提訴したものである。

この事件は、上記のように、JR が導入する鉄道改札用の電子カード「スイカ」(SUICA)の入札に関するものである。このスイカの入札における調達機関は JR であるが、この当時 JR は WTO 政府調達協定適用対象となる団体として指定されていた。スイカ入札に際して、ソニーとともにモ社も入札に参加したが、モ社は敗退し、ソニーが落札した。これに対して、モ社は JR によるこのソニー落札決定は政府調達協定(1994 年政府調達協定)に違反するとして、CHANS に対して苦情申し立てを行った。モ社の苦情申し立ては 5 点にわたっているが、これらは、(1)国際規格の不採用、(2)国際貿易に対する不必要な障害をもたらす技術仕様、(3)助言の不正使用、(4)試供品の提出期限及び納期の不当性、及び、(5)改札手続の不適正、である。このうち政府調達協定上興味ある論点を含む(1)及び(3)について検討する。

国際規格不採用に関するモ社の主張は、以下のようなものである。すなわち、本件システムは無線を利用した通信システム(無線通信システム)であるが、これについては国際規格として、ISO/IEC1443TypeB(以下、「TypeB」という。)があり、その認定作業が進捗しており、その最終的国際規格案がすでに策定され、国際規格成立の直前の段階にある。また、当該基準は多くの国において用いられており、「事実上の国際規格」(de facto standard)となっている。政府調達協定 6 条 2 項によると、調達において使用されるべき仕様は、国際規格に基づかなければならない。しかるに、本件調達においては、この規格とは異なる規格が採択されており、これはこの協定 6 条 2 項に違反するものである、というのである。

また、モ社の主張によると、JR はソニーと共同開発した仕様の IC カードシステムを採用する予定であることを公表し、同社から同システムに関して助言を受けていたことは明

⁹ これらの判例については、松下満雄・国際経済法(有斐閣、第 3 版、2001 年)211 頁以下参照

¹⁰ この事件の詳細については、CHANS のウェブサイト(注 5)、「紛争処理状況」平成 12 年の欄を参照

らかである。そこで JR が要求する本件技術仕様はソニーのシステムを前提とするものであり、他の競争者を排除する効果を有する。したがって、1994 年協定 6 条 4 項の、調達機関は公正な競争を妨げるような方法で利害関係者から助言を受けてはならないとする規定に違反するものである、とされる。

4. CHANS の判断

CHANS はこれに対して、以下のように判断した。すなわち、国際規格の不採用に関する苦情に関しては、かかる苦情は自己に不利益があることを知り得た時点から 10 日以内になされなければならないのに、本件においてはこの期間経過後に苦情申立がなされている。したがって、本件苦情申し立ては時期遅れの苦情申し立てであって、この理由だけで不適法却下を免れない。

したがって、CHANS としては、これ以上審議を進めることなく、本件を却下することもできたのであるが、モ社が、本件におけるソニーの落札に関して縷々と政府調達協定違反の申し立てをしていることに鑑みて、政府調達協定の解釈問題としてモ社の主張は受け入れられない理由をかなり詳細に述べている。これらのうちから、国際規格の不採用問題と、競争者からの助言の受け入れ問題に関する CHANS の見解を紹介し、これらについて、筆者のコメントを付加することとする。

技術仕様が TypeB に適合していないとのクレームに関しては、CHANS は本件入札段階において、この国際基準は未だに認定機関が採択正式に採択した国際規格ではなく「国際規格案」の段階なので、政府調達協定にいう「国際規格」とは認められないと判断した。

また、この TypeB が「事実上の国際規格」(de facto standard)に該当するか否かについては、CHANS は、事実上の国際規格とは、国際規格案になっているか否かを問わず、市場における競争の結果、高い市場シェアを獲得し、国際的に通用している標準をいうものと解するとして、本件入札公示の時点において TypeB がそれほどの地位を獲得したとは認められないので、これは事実上の国際規格には該当しないとして、モ社の申し立てを排斥した。

モ社による他の苦情、すなわち、JR が採用した技術仕様は JR がソニーと共同研究によって開発したものであり、これを入札の際の技術仕様とすることは、調達機関が利害関係者から技術仕様に関する助言をうけ、その結果、この助言によって当該技術仕様は他の競争者の IC カードシステムを排除する効果を有することに該当するので、これは 1994 年協定 6 条 4 項違反であるとの主張に関しては、CHANS は、JR がソニーと共同で開発した仕様の IC カードを採用する予定であったことは認められるとしながら、JR がソニーと共同で開発した仕様の IC カードを採用すると発表した一事をもって助言の不正使用ということではでないとして、モ社のこの点に関する申し立てを排斥した。

5. コメント

以上の CHANS の決定に関して、若干のコメントを述べる。政府調達協定において、国際規格がある場合に調達においてこれに基づいて技術仕様を策定すべきことが定められていることは前述した。また、これもすでに述べたように、TBT 協定 2 条 4 項においては、加盟国が強制規格を採用する国際規格を採択する場合、その規格について国際規格が存在し、又は、その完成が「間近」(imminent)であるときには、加盟国は国内規格をその国際規格、又は、その規格案に基づいて策定しなければならないとされている。これとの対比において、政府調達協定においては、規格採択に当って、国際規格がある場合にはそれに準拠しなければならないと規定するのみであり、国際規格の採用が間近である場合にも、それに準拠しなければならないとの規定はおかれていない。

そこで、政府調達協定における仕上がりが「間近」という文言の欠如をいかに解釈するかが問題であるが、二つの解釈があり得るであろう。

その第一は、この文言の欠如を文理的に解釈し、TBT 協定とは異なり、調達協定においては国際規格の仕上がりが間近である場合についての言及がないので、調達協定においてはかかる場合には、国際規格案の遵守義務はないと解することである。CHANS はこの解釈を採り、モ社の申し立てを排斥した。この解釈は首肯できるが、単に文理解釈をするのみならず、なぜこのような解釈が正しいのかの実質上の意味づけをすべきではなかろうか。

前述のように、政府調達協定と TBT 協定の間には性格上の差異がある。すなわち、前者はマラケシュ協定(WTO 協定)附属書 4 に所属し、任意加盟である。これに対して TBT 協定は附属書 1A に所属し、強制加盟である。政府調達は国家安全保障とも密接に関連し、また発展途上国にとっては国際産業振興の重要な手段である。したがって、政府調達は TBT 協定が対象とする基準認証問題に比較して、加盟国の国益上微妙な問題を孕んでいる。このような点を考慮して、政府調達協定は任意加盟である附属書 4 におかれることとなった。この点を考慮すると、政府調達協定においては、加盟国の権限(=国家主権)を尊重する度合いが大きく、これゆえに国際規格準拠義務に関してもこれをすでに国際規格が存在する場合に限定した。したがって、政府調達協定においては、国際規格が仕上がりの直前であってもいまだに加盟国にこれを遵守する義務は発生しない。したがって、政府調達協定における「国際規格の仕上がりが間近」という文言の欠如にはそれなりの立法意図があり、単に不注意でこの文言を落としたという類のものではない。

以上は筆者の解釈である。この解釈が唯一絶対と主張するつもりはないが、これも CHANS のとったような文理解釈に実質上の理由を与えるための一つの論拠となるのではなかろうか。

第二には、TBT 協定は国際規格の遵守について規定しており、政府調達協定もまた国際規格の遵守について規定しているので両者間に類似性があり、政府調達協定の解釈におい

ても、TBT 協定の規定を「文脈」(context)として用いることができるという解釈があり得る。しかし、ウィーン条約法条約 31 条規定(条約の、文言、文脈、及び、目的を重要視して解釈せよとする。)の精神、伝統的な WTO 上級委員会の厳格な文言解釈、及び、上述の TBT 協定と政府調達協定の趣旨の違い等を考慮すれば、結論としてはこの解釈には無理があり、CHANS の判断に軍配をあげるべきであろうと思われる。

CHANS はいわゆる「事実上の国際規格」について言及し、本件における TypeB は未だに事実上の国際規格に該当するほどの域に達していないとして、モ社の主張、すなわち、TypeB は事実上の国際規格に該当するのでこれを国内規格の根拠とすべき、との主張を退けている。CHANS がモ社の申し立てを退けたこと自体はたぶん妥当と思われるが、この理由づけには疑問がなくはない。すなわち、このような CHANS の論述は、もし本件 TypeB が事実上の国際規格の位置に達していたとすれば、WTO 加盟国はこれを国内強制規格の論拠としなければならないというように解釈されるのか、という問題を提起するからである。

事実上の規格とは、それ自体として国家や国際機関等の公的機関の認証がなくても、私人又は私企業の開発した技術等が市場で評価され、これが一般的に通用するようになったものである。これが技術標準であれば、特許権、著作権、その他、何らかの知財権の対象となっている場合もあり、また、技術秘密(ノウハウ)の場合もあろう。いずれにせよ、事実上の規格は、何らかの意味において「市場の審査」をうけてこれに合格したものではあるが、必ずしも公的機関の認証を受けたものではないので、その内容は千差万別であり、信頼性もケース・バイ・ケースであろう。このような点からみると、事実上の国際規格を国内強制規格の根拠として認めるべきかについては、ケース・バイ・ケースの慎重な審査が必要であるように思われる。

この点に関する筆者の考えを述べるならば、事実上の規格を政府調達協定にいう国際規格、すなわち、政府調達に当って加盟国の公的機関が準拠すべき国際規格とするためには、国家機関、又は、国際機関等の公的機関が何らかの意味において認証を与えたものとすべきと思われる。一つの方法としては、WTO において政府調達協定の管理に当たっている政府調達委員会が認証したものを国際規格と認めるとすることが考えられる。必ずしも WTO の政府調達委員会によって認証されたものでなくてもよいが、例えば、国連関連機関等において認証されたものとするとも考えられる。さもないと、玉石混淆の可能性がある多数の事実上の規格の中から、どれが政府調達協定上の国際規格にふさわしいかの選択基準が曖昧となる恐れがある。この点からみると、WTO 調達協定上の規格に事実上の規格を含めるか否かの判断については、慎重な配慮が必要であろう。

また、本件において、JR が SUICA に関する IC 技術・仕様を採択する前にソニーと共にこの共同開発を行ったことは JR もまた認めているところである。国際的に認められていない仕様を採択する前にその仕様に関する技術のある企業と共同開発すれば、この共同開

発に従事したパートナー企業が入札に当って有利になることは明らかである。調達機関と入札企業が入札対象物品に関して共同開発を行う場合には、その試作品、プロトタイプ等に関して制限的入札(随意契約)によってその企業から購入することが認められている。

これ自体は当然のことであるが、それを超えてその共同研究の結果としての製品の入札において、それに先行する研究を請け負った企業、又は、調達機関と共同研究を行った企業に無条件で公開入札、又は、制限的入札に参加させることには問題がないであろうか。上記のように、このようにすれば、その企業が入札において有利になる可能性があり、しかも製品の種類によっては、その共同開発に係る技術は当該製品に関して事実上の規格となる可能性もある。また、さらに当該製品のみならず、もっと一般的にその技術はその関係業界において事実上の規格となる可能性もある。

とすれば、研究開発を伴う高度物品の政府調達においては、企業はそれに先行する研究開発プロジェクトを何としても獲得しようとし、この研究開発において仮に赤字が出て、後にその研究開発に基づく製品の調達において契約を付与される可能性があるのかかる出血受注を引き受ける可能性もある。すなわち、研究開発におけるダンピングが行われる可能性もある。かかることは、調達における研究は開発の質の低下につながることもあり、また、技術仕様の策定における当該企業の情報独占、及び、競争者排除につながることもあり得る。

この点から、ある製品の調達において、それに先立って調達機関がある調達の対象となる製品に関する基礎研究等のある企業に発注し、又は、その企業と共同開発を行う場合に、その基礎研究に基づいて開発された物品の調達において、その基礎研究を行った企業の製品調達の入札を何らかの形で制限する方式も考えられる。しかし、このようなことを行くと、企業の研究開発意欲、入札参加意欲を阻害するおそれもある。したがって、これは悩ましい問題であるが、以上のような場合、製品入札においては、研究開発を行った企業以外の企業が不当に不利にならないよう、何らかの工夫が必要であろう。

終局的な目的は、入札企業の入札に関するシンセンティブを阻害することなく、しか競争企業に対してできるだけ公平で公正な競争条件を確保することにつけるが、これはなかなか難しく、全てのケースに一律に当てはまるルールはあり得ない。各国の調達当局もこの点に関しては腐心しているようである。そこで、以下の補論においては、米国の国防省(DOD)、及び、航空宇宙局(NASA)の試みについて触れる。

第7節 補論 — 研究開発を伴う高度物品の競争的調達において、公正な競争条件を維持する方法 — 研究開発における落札者と製品の落札者の分離 — 米国国防省 (Department of Defense, DOD)、及び、米航空宇宙局 (National Aeronautics and Space Administration, NASA) の試み¹¹

1. 研究開発の調達と機材調達の分離

研究開発の調達においては、その研究開発プロジェクト自体では赤字になっても、後に行われる機材の調達において、その研究開発の成果である技術が仕様に用いられ、ひいては将来これが当該機材や類似機材の一般的規格になる等のメリットがあり得るし、またそこで開発された技術を他の分野へ転用するなどのメリットもありうる。とすると、企業としては、当該研究開発の入札において赤字落札となろうとも、なんとしてもこのプロジェクトを落札しようとすることがある。いわば「おとり販売」(loss leader)である。かかる入札は競争入札の公正を害するおそれがある。

そこで、米国の DOD や NASA においては、研究開発の入札と機材購入の入札を分離することが行われることがある。これを **hardware exclusion** 等と称する。この方式においては、研究開発の入札に参加して成功した企業は、これに続く機材の調達には参加できないとされる。この方式においては、入札企業は研究開発自体の入札においてある程度の利益を上げなければならないので、極端なダンピング受注はなくなるというわけである。

他面、この方式を採用すると、機材の供給において最も適格性を有する企業が排除されという欠陥がある。かかる方式は、入札対象の研究開発や機材が比較的単純なものである場合には、活用できることがある。

2. 技術情報の公開

この方式においては、調達機関が研究開発において落札し企業の開発した技術情報を後に機材の入札に参加する全ての参加者に公開させる。研究開発において落札する企業は調達機関からの費用の提供によって研究開発を行うのであるが、調達機関がこの研究開発の結果生み出された技術情報を取得する。そして、調達機関は機材の入札において参加者全体にこの技術を提供する(特許、ノウハウ・ライセンス等)。機材入札参加者はこの技術を参考にしながら、入札に参加することとなる。このようにして、研究開発に落札した企業の技術独占を排除する。すると、研究開発において落札する企業はその入札においてある程度の利益を上げておかなければならないこととなる。

この方式の問題点としては、研究開発入札において落札した企業は当該研究開発によって取得した技術情報を調達機関に提供しなければならないが、提供する情報は当該開発に

¹¹ この項については、「研究開発を伴う高度物品の競争的調達方法」((社)科学技術の経済の会、昭和59年)205-228頁を参照した。この文献はいささか古いが、この報告書に記載される調達方式は現在でも大きな変化はないと考えられる。

よって取得された技術情報の全てとは限らないことをあげうる。また、開発された技術のうち、どの部分が調達機関の発注によるものであり、どの部分が当該企業独自の開発に基づくものかの区別がつきにくい場合もある。このようにして、この方式においては、研究開発入札において受注した企業がその研究開発の成果を調達機関に還元する場合にも、なお多くの残余の技術情報が当該企業の手元に残り、この企業の他の競争企業と比較した優越性は依然として存続することがある。

しかし、このような限界を踏まえても、この方式を用いることができる場合もあろう。

3. 技術ライセンス

この方式においては、研究開発において落札した企業は、のちに機材の調達において落札した者に対して、研究開発において取得した技術情報をライセンスすることを義務づけられるというものである。この方式においては、設計が定まり、試作品が造られた段階の後に、当初の研究開発の選定業者が機材供給の選定業者に対して技術援助を与えるというものである。このようにすると、研究開発における入札の落札者である選定業者は、必ずしも研究開発の結果取得した技術を独占することはできないこととなる。したがって、これを「てこ」として、機材の入札に有利な地位を占めることは必ずしもできないこととなる。

この方式の問題点としては、以下をあげることができる。すなわち、この方式は、入札参加企業が研究開発を通じて獲得した技術の独占を防止する意味では有用であっても、研究開発を行った落札企業がその研究開発において獲得した技術を簡単に機材の入札において落札した企業にライセンスするかについては疑問もなくはない。また、ライセンス料、企業秘密の保持等にも問題がある。特に研究開発において落札者となり研究開発プロジェクトを行った企業が後に行われる機材の入札において敗退した場合、この企業が、この機材入札において落札した企業に対して技術ライセンス等によって十分に協力するインセンティブがあるかどうかも疑問である。さらに、この方式においては、研究開発の担当企業と機材供給企業が分離するために、最終製品に欠陥が発見された場合に、どの企業が責任を負うのかという問題も発生しうる。

このように、この方式にも欠点はある。しかし、米国防省や米航空宇宙局において、この方式が用いられることもあり、限られた局面において有効であることもあり得るであろう。

4. 分離方式

この方式においては、調達機関がある機材の購入をする場合、その機材の全体のシステムをいくつかの部分に分け、その各々の部分について別個の企業から調達し、最後にある企業にこれらの部分の総体を供給して、これの仕上げをさせる。この方式をとる場合には、単一の企業がこの機材のシステム全体に独占を及ぼすことはなくなる。この方式をとると、調達機関は各々の部分の調達について競争入札を行うことにより、競争のメリットを生かすこととなる。

この方式を活用できるのは、その機材のシステムが比較的単純である場合であり、入札対象機材が複雑、高度である場合には、非現実的であろうし、統合された機材を各部分にうまく分割して発注することがそもそも困難なこともあろう。入札対象機材が複雑なシステムの統合体である場合には、各部分を総合して全体の製品に仕立てるには高度の技術や熟練を要することもある。複数の企業がこの過程に関係しても、全体の工程がうまく運ばないこともあり得る。

しかし、例えば、ある機材のいくつかの部分の仕様が明確、かつ、単純で未知の部分の比較的小さい場合、調達機関がこの機材について十分な知識や経験を有する場合には、この方式が有用なことがある。

この方式において重要な点は、この最終製品についてだれが責任を負うかを明確にすることである。すなわち、各部分についてはその供給を行った企業が責任を負い、統合された全体については、その統合を担当した企業が責任を負うなり、又は、各参加企業が連帯責任を負担し、これらの企業相互に求償の取り決めをする、等が考えられる。

この方式においては、ある機材の各部分を並行的に複数の企業に開発させる場合と、ある部分の入札、製作が終わった段階で、次の部分の入札、製作に取りかかる場合があり得る。これのうちいずれが適切かについては、製品の種類や性質によって異なるであろう。ある機材を早急に調達する必要がある場合には並行方式をとり、各部分の整合性を厳密に検証する必要がある場合には、段階方式のほうが有効である場合もあろう。

5. 利益吸収

この方式においては、調達機関が支払った費用によって選定企業がある研究開発に従事し、さらに、この選定企業がこのようにして開発された技術を当該調達以外の目的に転用して利益を上げる場合には、調達機関がその利益の一部をロイヤルティ等の形で吸収する。このようにすると、研究開発を行う選定企業は調達の対象となる研究成果を他に転用しても、その利益のある部分は調達機関に吸収されるので、研究開発について不合理な安値入札をしなくなる、というわけである。すなわち、この場合には、選定企業は入札における安値による損失と将来あり得る当該研究の転用利益を比較考量しなければならず、その利益の一部を調達機関によって吸収されとなれば、コストを割って行われる研究開発の安値入札が防止できるということである。この方式においては、研究開発段階において落札者となった者が後の機材の入札において有利となる度合いは減少することとなる。

しかし、この方式によるときは、困難が生ずる可能性がある。調達機関が選定企業による研究開発より生ずる利益の一部を吸収するといっても、どのくらいの割合のものを徴収するのか。多く吸収しすぎると、研究開発入札の意欲を阻害するし、少なすぎると効果が薄い。ある場合には、企業は研究開発における赤字を見込んだ上で、その後に来る機材の落札による利益を期待して研究開発の入札に参加することがある。そうすると、上記の方式をとると、有能な企業が研究開発の入札に参加しない可能性もある。

6. 研究開発だけの入札

この方式においては、調達機関がある研究開発の内容や期間を明示して入札を行うが、その後に来るべき機材の入札については明示しない。すなわち、研究開発の入札段階においては、入札参加企業が後に行われると予想される機材の入札についてなんら知らされていないので、研究開発自体で収益を上げなければならず、研究開発の入札においてダンピングが行われる可能性が減少するというわけである。この方式は、比較的簡単な機材の開発においては有効であり得るが、高度製品や複雑な機材の調達においては不適切な可能性があろう。高度製品の場合には、その研究開発と製造を分離して、全く別個の企業に行わせるのは不適切である場合もすくなくない。

7. 並行的開発方式

この方式においては、調達機関が研究開発段階を機材の製造段階を分離し、研究開発段階に関しては入札によって複数の企業を選定し、これらの者に並行的に研究開発をさせる。または、研究開発のある段階までは複数の者に並行的に研究をさせる。調達機関は、これらの複数の者に研究資金を提供する。これらの研究がある程度進展した段階で、選定業者の落札決定が行われる。しかし、それまでの間は、最終機材の仕様や細目は公表されない。公表されているのは、当該機材の一般的性格と一応の機能又は成果基準である。研究開発がある段階まで進歩した時点で、当該機材に即した本格的な研究開発について入札を行う。または、研究開発を終了するまで並行的に研究開発を行わせ、その後に最終機材の入札を行う方式も考えられる。実際上は、研究開発のある段階まで並行的に研究開発を行わせ、プロトタイプができあがった段階で機材についての供給企業を選定するのが現実的であろう。

この方式においては、調達機関は、一つのデザインに拘束されずに、いくつものデザインを比較検討でき、この比較検討を行うことによって将来生ずることがあり得る問題点が明確になる、というメリットがある。しかし、この方式においては、調達機関はこのような並行的な研究開発に対して費用を提供しなければならず、この点において、コストが嵩む。しかし、この過程で将来の問題点が明確となれば、後に生ずる可能性のあるコストを削減できる可能性もある。

かかる入札において、落札企業の選定基準は価格のみならず、デザインの内容、プロトタイプの内容等、種々の要因を加味した総合評価による。これにより、研究開発の入札における不当安値受注をある程度防止できる場合があろう。

8. 補論のまとめ

以上に米国防省、及び、NASA が行っている、研究開発を伴う高度機材の入札において、研究開発段階における不当な安値入札とそれに伴って生ずることがあり得る研究開発企業の後に行われる機材入札における有利な地位の不当利用（調達機関の仕様策定に影響を与

える等)を制御するための種々の方式について検討した。いずれの方式においても、要は研究開発において落札した企業に後に行われる高度機材の入札において、先行者としての有利な地位を濫用させないことが目的となっている。しかし、そのためには、先行する研究開発において当該企業が勝ち得た利益や有利な地位をある程度打ち消すことが必要となるこれは研究開発意欲に対しては阻害要因となり得る。この阻害要因が過大となると、適切な研究開発行われなくなり、高度機材の調達自体に障害が生じたりすることも考えられる。これでは元も子もなくなる。

以上の事態を検討すると、以上に紹介したし方式を採用することには限界がある。しかし、この限界の範囲においては、これらの方式も使い方によって、入札を取り巻く状況によって、有用なものであることもあり得るのであり、我が国における公共調達においても検討に値すると思われる。

また、公共調達は国民の血税によってまかなわれるものであり、高度の公共性を有している。この観点から見ると、公共調達入札企業間における衡平で公正な取り扱いは、私企業間の調達の場合に比較して格段に大きいといわなければならない。かかる観点から、公共調達においては、私企業の利益やインセンティブをある程度犠牲にしても、なお入札における公共性、公平性を確保しなければならない場合もあると思われる。このような場合を想定すると、上に紹介した米国防省、及び、NASA における調達の方式も、他山の石として参考になる場合もあろう。

なお、米国防省、及び、NASA が問題としている研究開発において落札した企業の行うことのあるダンピング、出血受注、調達機関の仕様策定に対する不当な影響力の行使などは、競争法(我が国においては、独占禁止法)上の私的独占、不当な取引制限(カルテル)、又は、不公正な取引方法として規制対象となることがある。また、機材入札において供給者が外国企業であり、又は、国内企業であっても、外国から輸入される機材を納入する場合、これがダンピング(不当廉売)であれば、関税定率法における不当廉売関税の課税対象となることがある。しかし、これらはそれ自体として大きな法律問題であり、別途の検討に値する。そこで、これらについては、他日を期すこととしたい。

第4章 中国の技術標準に関する仮想事例 – TBT 協定適合性の観点から –

名古屋大学大学院国際開発研究科 教授

川島 富士雄

はじめに

本報告書では WTO の「貿易の技術的障壁に関する協定」(以下「TBT 協定」という。)に関する論点を幅広く検討してきた。本章では本報告書において検討した論点の意義をより明確かつ具体的に理解するために、1つの仮想事例を取り上げ、当該事例の中で取られた措置の TBT 協定適合性を検討するという手法をとる。仮想事例として、中国が一定の技術標準を強制規格として採用したシナリオを想定する。1で紹介するように、第1に、中国による独自標準の制定やその国際標準化の動きはめざましいものがある。第2に、世界に占める中国市場の規模の大きさから、中国による技術標準の制定は、中国国内市場における競争のみならず、世界市場における競争に多大な影響を及ぼしうる。よって、このような仮想事例を検討する実務的な意義は十二分に認められよう。2では、具体的な仮想事例を紹介し、3では同事例でとられた中国の措置が、TBT 協定との適合性の観点から、どのように評価されるか争点毎に分析を加える。以上の検討を受け、4では日本政府及び日本企業がとるべき戦略について私見を述べて本章を締めくくる。

1. 中国の技術標準をめぐる動向

近年、とりわけ 2001 年 12 月に世界貿易機関(WTO)加盟を果たし、さらに第 11 次 5 年計画(2006 年 3 月全国人民代表大会承認)において「自主创新」がスローガンとして掲げられ、次いで第 12 次 5 年計画(2011 年 3 月全国人民代表大会承認)において「知的所有権と技術標準戦略を徹底的に実施する」ことが決定されるという流れの中で、中国政府が国内市場向けに独自の技術標準を制定し、及びその国際標準化を目指す動きが活発化している¹。ここでは、中国による IT 産業における独自標準の制定とその国際標準化の具体例を紹介する。国際標準化を果たしたか否かという観点から、(1)は失敗例²、(2)は成功例と性格付けることができる。

¹ 遠藤誠『中国における技術標準化と特許』(日本機械輸出組合、2008 年)、青木成樹「中国技術標準の変化が日系電機メーカーに与える影響」Best Value 22 号(2009 年)26-33 頁、特許庁新興国等知財情報データベース「中国における IT 分野の技術標準に係る諸問題と傾向」(2013 年 10 月 1 日)等参照。

² 他の失敗例として中国版 DVD の EVD(Enhanced Versatile Disk)を挙げることができる。遠藤・前掲注 1、80-81 頁。

(1) WAPI (Wireless LAN Authentication and Privacy Infrastructure)³

① WAPI の導入の経緯と特徴

WAPI とは中国が独自開発した無線 LAN 通信暗号化技術であり、2003 年に発表された。その導入の経緯は、中国ブロードバンド無線 LANIP 標準作業グループによって提案され、中国の国家標準化管理委員会によって国家的規格として承認された。その大きな特徴は、WPA (Wi-Fi Protected Access) や米国電子電気技術者協会の IEEE 802.11i などの他の暗号化技術との互換性がないことである。

② WAPI をめぐる国際紛争

中国は、2004 年 6 月 1 日より WAPI に準拠しない無線 LAN 製品(ノート PC 等)の製造・販売を禁止する措置を発表した。その後、米中政府交渉の結果、中国は WAPI 実施を無期限で延期した。他方、2006 年 3 月、国際的な無線 LAN セキュリティ規格策定会議が開催された。同会議での規格候補は米国の IEEE802.11i と中国 WAPI であったところ、25 人による投票中、WAPI に賛成したのは僅か 8 票のみで WAPI 案は米国案に敗北を喫した(日本も WAPI に反対票)。

(2) TD-SCDMA (Time Division Synchronous Code Division Multiple Access)⁴

① TD-SCDMA 導入の経緯及びその特徴

TD-SCDMA は、第 3 世代携帯電話方式(以下「3G」という。)の一つで、国際的な 3G 規格である W-CDMA、CDMA2000 とは別に、中国が国内向けに独自開発したものである。中国の大唐集団とドイツの Siemens 社とが中心となり開発し、中国情報産業部の後押しもあり、2000 年 5 月、国際電気通信連合 (ITU) 総会において、クアルコム の CDMA2000、欧州の WCDMA と並び正式な 3G 標準として採用された。2002 年 10 月、中国情報産業部が 3G 携帯電話周波数帯域方案を定め、上記 3 つの 3G 標準に帯域を割当したことを受け、同月末、大唐、中興(ZTE)、華為(Huawei)ら中国通信機器会社 8 社が TD-SCDMA 産業連盟を結成した。TD-SCDMA は、時分割複信(TDD)技術を用い上りと下りを時分割で細かく切り替え。周波数を有効利用することを可能としており、周波数帯域の不足する大都市圏でのサービス展開に有利とされるが、他の 3G 標準と比べて通信スピードが遅いなどの問題点も指摘されている。

② 導入の成果

世界最大の携帯電話サービス契約者数を抱える中国移動(China Mobile)が TD-SCDMA を採用した結果、3G 標準として中国市場シェア第 1 位となった。しかしながら、TD-SCDMA の中国以外の国への普及は必ずしも芳しくない。現在、中国を含め世界的に携帯電話通信の第 4 世代携帯電話方式への移行、いわゆる 4G 化が進んでいるが、TD-SCDMA の後継方式である TD-LTE は、世界最大の携帯ユーザーを抱える中国市場においてトップシェアを誇る中国移動が採用したことで、インドや米国の一部といった各国のメーカーが採用を表明している。

³ 遠藤・前掲注 1、85-87 頁。

⁴ 遠藤・前掲注 1、82-85 頁。

(3) 中国の技術標準に関する戦略

以上の2例は、中国の技術標準導入のごくほんのわずかな事例を取り上げたに過ぎない。IT分野以外にもありとあらゆる製品分野において、しばしば中国独自の技術標準を制定し、あわよくばその国際標準化を狙う姿勢が顕著である。第1に、WTO加盟によっても象徴されるように、中国は従来、国際的なルール作りに参加してきておらず、欧米諸国が定めたルールを事実上、押し付けられ、さまざまな市場において非常に不利となってきたという苦い経験、又はそうした認識がこうした姿勢の大元にあることは間違いなからう⁵。技術標準の世界で言えば、しばしば欧米が標準化のプロセスを支配し、結果として制定された標準は欧米の特許技術を採用する傾向が強く、中国はいわば押し付けられた標準の結果、巨額の特許ライセンス料を外国に支払わざるをえなかった。こうした自国に不利で不公平な事態を回避すべく、自国発の独自標準を少なくとも自国市場で採用し、あわよくば国際標準化を果たすという戦略が構築されてきたと考えられる。

第2に、独自の技術標準を定める傾向の背景には、自国の市場が極めて巨大であることに対する自信もうかがえる。国際規格とずれていても、自国の市場の巨大さを背景に、他国の製造業者も中国の技術標準を採用することを十二分に見込めるという計算が背後にあると見られる。

第3に、国際標準化を積極的に推し進める姿勢の背景としては、WTO加盟によりTBT協定遵守義務が発生し、その一環としてTBT協定2.4条の国際規格を「基礎として用いる」義務を負うこととなったことも大きい。手をこまねいては、他国に各種市場における国際標準を抑えられ、上記のような自国に不利で不公平な事態が拡大しかねない。そこで、自ら積極的に国際標準化のプロセスに打って出て、逆に不利な情勢を有利な情勢に転換しようという戦略である。

こうした戦略は、上記のTD-SCDMAの成功例及びその後継標準のTD-LTEにもみられるように成果を上げつつあるように見える。上記第2で指摘したように、「世界の工場」から「世界の市場」に成長した中国市場で採用された技術標準乃至規格は、国際標準化過程においても有利な立場を得られよう。また、中国が導入する独自標準は、中国市場における競争に大きな影響を与えるだけでなく、世界市場における競争をも大きく左右する力を持っている。よって、中国の技術標準を単なる輸入障壁とだけでなく、世界市場での競争を左右するものとして、国際ルールとの適合性が確保されているか注意深く監視することが重要であろう。以下、2で紹介する仮想事例と3の分析を通じて、WTO・TBT協定を活用して、どのような対応が可能か具体的に提示することとする。

⁵ 現在、貿易分野や経済分野等で、世界的なルール作りに積極的に参加する傾向が顕著である。アジアインフラ投資銀行(AIIB)の設立におけるリーダーシップもその一例である。

2. 仮想事例

20XX 年 12 月 1 日、中国政府は中国独自の自動車インターネット技術標準(China Automobile Internet Technology: CHAIT)に基づく強制規格(以下「CHAIT 強制規格」という。)を公表した。

(仮定 1) 日本勢が推進してきた自動車インターネット技術(JAIT)は、別途開発してきた自動停止機能(JASTOP)と GSP 機能(道路及び渋滞情報)を統合し、安全性及び利便性の観点から高い評価を得ている。そのため JAIT は国際的な標準化機関において国際規格として採用される寸前まで来ている。なお、JASTOP はすでに国際規格として採用済みである。

(仮定 2) CHAIT は中国国有の自動車メーカー各社が連合し開発を推進した技術標準であり、一部のドイツ企業からも協力を得たことから、現在、国際規格化で日本勢の推進する JAIT に対し急速に巻き返しを展開している。CHAIT は、JAIT と比べると GSP 機能とのインターフェイスは遜色ないが、日本勢が開発をけん引する自動停止機能(JASTOP)との相性において不具合が存在する(仮定 4 も参照)。

(仮定 3) 中国工業・情報化部は、20XX 年 12 月 1 日、CHAIT 強制規格を公表し、その 2 か月後の翌年 2 月 1 日から、CHAIT 強制規格に不適合な自動車の製造、販売及び輸入を全面的に禁止した(中国標準化法 14 条)。同規格導入後、中国は、WTO・TBT 委員会に同規格を通報したが、その際、その目的が「安全性」、「省エネ」、「環境保護」にあるとの説明を付している。

(仮定 4) CHAIT のインターフェイスは、すでに国際規格として採用された JASTOP との相性を意図的に悪化させられているとの日本メーカーからの苦情がある。

(仮定 5) CHAIT の中国強制規格化の決定プロセスは、きわめて秘密裏に進められ、同プロセスには国有自動車メーカーのみが関与し、海外自動車メーカーは情報開示も意見表明の機会も与えられなかった。

(仮定 6) 中国の自動車販売市場は世界第 1 位の市場であり、かつ、2010 年代以降、急速に輸出競争力をつけており、輸出市場においても中国は日本に次いで第 2 位を占めている。

3. TBT 協定適合性の分析

2 で紹介した仮想事例を TBT 協定適合性の観点から分析する際の主な争点は次の通りである。なお、TBT 協定附属書 1 の 1 第 1 文は、強制規格を「産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの(適用可能な管理規定を含む。)」と定義する。(仮定 3)の「中国工業・情報化部は、20XX 年 12 月 1 日、CHAIT 強制規格を公表し、その 2 か月後の翌年 2 月 1 日から、CHAIT 強制規格に不適合な自動車の製造、販売及び輸入を全面的に禁止した(中国標準化法 14 条)。」という事実から、CHAIT が「産品の特性・・・について規定する文書であって順守することが義務付けられているもの」であることは自明であり、以下では特に取り上げない。

- 1) JAIT は TBT 協定 2.4 条「国際規格」に該当するか？
- 2) JASTOP は TBT 協定 2.4 条の「国際規格」に該当するか？
- 3) CHAIT 強制規格は TBT 協定 2.4 条の「国際規格を・・・基礎として用い」たといえるか？
- 4) CHAIT 強制規格の制定過程は TBT 協定 2.9 条適合的か？
- 5) CHAIT 強制規格の公表後、2 か月で製造、販売及び輸入を全面的に禁止したことは TBT 協定 2.12 条違反か？
- 6) CHAIT 強制規格は、TBT 協定 2.1 条違反の輸入品に対する「不利な待遇」を構成するか？
- 7) CHAIT 強制規格に適合しない自動車の製造、販売及び輸入の全面的禁止は、TBT 協定 2.2 条違反の「貿易に対する不必要な障害」を構成するか？

以下、上記の順序で分析を進める。

1) JAIT は TBT 協定 2.4 条「国際規格」に該当するか？

TBT 協定 2.4 条は次のように規定している。

「2.4 加盟国は、強制規格を必要とする場合において、関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見込めるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる。ただし、気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格又はその関連部分が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合は、この限りでない。」

まず、(仮定 1)の「(JAIT が)国際規格として採用される寸前まで来ている」と(仮定 2)の「(CHAIT が)現在、国際規格化で日本勢の推進する JAIT に対し急速に巻き返しを展開

している」という両事実がどう評価されるかが問題となろう。本報告書の松下委員執筆の第3章において紹介があるように、TBT 協定 2.4 条では、「国際規格」が「存在するとき」だけでなく「仕上がりが目前であるとき(imminent)」にも「国際規格・・・を強制規格の基礎として用いる」義務の適用があるのに対し、政府調達協定 10 条における国際規格遵守義務は「目前であるとき」という場合は含まない。この点を重視すると、すでに JAIT を国際規格とみなす余地もありそうだが、本仮想事例の場合、(仮定 2)の CHAIT が巻き返しを進めている事実は、JAIT の国際規格としての採用が「目前である」との認定を覆しうる重要な反証を構成するように思われる。「仕上がりが目前である」とは、複数の代替案の中からの選択又は統合が終了し、すでに一本化がなされたが、最終的な正式な採用決定まで至っていない、相当程度プロセスが進行した状況を指すと解するのが妥当であろう。この解釈に基づけば、JAIT が TBT 協定 2.4 条にいう「国際規格」には該当しないと判断するのが適切である。

2) JASTOP は TBT 協定 2.4 条の「国際規格」に該当するか？

(仮定 1)の「JASTOP はすでに国際規格として採用済みである」ことと他にそれを覆すような事実が窺えないことから、JAIT と異なり、JASTOP を「国際規格」と認定することは比較的容易であろう。ただし、JASTOP を国際規格として採用した国際的な標準化機関がどのような性格をもつ機関なのかが最終判断の前に検討される必要がある。TBT 協定附属書 1 の 4 は、国際規格を制定する国際機関について「国際機関又は国際制度 少なくともすべての加盟国の関係機関が加盟することのできる機関又は制度」と定義している。実際に先例には、すべての加盟国の関係機関が加盟できないことを理由に、国際規格該当性が否定された事例もある⁶。

なお、実際に自動車通信技術の開発と標準化の作業に携わる一般財団法人日本自動車研究所のウェブサイトの「ITS 動向調査・標準化」と題するページを見ると、国際標準化機関(ISO)での標準化を目指した取り組みがなされている模様である⁷。ISO であれば、確実に上記の「国際機関」の要件を満たすため、その意味で問題はないと考えられる。

3) CHAIT 強制規格は TBT 協定 2.4 条の「国際規格を・・・基礎として用い」といえるか？

2) の争点において回答が肯定的なのであれば、少なくともすでに国際規格である JASTOP との不具合の存在する(仮定 2) CHAIT は「国際規格を・・・基礎として用い」とは認められないように見受けられる。この点については、「基礎として用いる(use ... as a basis)」義務をどの程度、厳格な要求と考えるか解釈の余地がある。実際に、パネル先例は、

⁶ Appellate Body Report, *United States - Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products*, WT/DS381/AB/R, adopted June 13, 2012, paras.355-359.

⁷ 一般財団法人日本自動車研究所ウェブサイト「ITS 動向調査・標準化」(最終確認: 2015 年 2 月 16 日)。

この文言は国際規格を主要な構成要素又は基本原則として採用することを意味するが、国際規格と合致し、又はそれを遵守するという厳格な義務を課すものでなく、加盟国に対し一定の許容範囲(a certain amount of latitude)を与えており、「基礎として用いる」ために加盟国に対し様々な方法を採用することを認めていると述べ、やや緩やかな義務と解している⁸。しかし、同じパネル先例は、国際規格を無意味にする強制規格は「基礎として用いる」義務を果たしたとは判定できないとし⁹、同事件の上訴審において上級委員会は、国際規格と矛盾する強制規格は国際規格を「基礎として用い」たとは認定できないと説示している。よって、国際規格に適合する産品を技術的に排除するような規格は、明らかに国際規格と矛盾する性格を有し、上記の比較的緩やかな基準に基づいても「基礎として用い」たとは認定できないだろう。よって、CHAIT 強制規格を TBT 協定 2.4 条違反と主張して、WTO 紛争解決手続に訴えれば、勝訴を勝ち取る可能性は極めて高い。

なお、本仮想事例とは異なるが、1 で紹介した 3G 無線通信技術標準の事例のように、国際標準化機関が複数の標準を採用した場合、TBT 協定 2.4 条の「国際規格・・・を強制規格の基礎として用いる」義務がどのように適用されるのか定かではない。1 つの可能性のある解釈は、同一分野に国際規格が多数存在するのであれば、国家はそれらすべての国際規格を「基礎として用いる」義務があるというものである。他方の解釈は、同一分野に複数の異なる国際規格が存在する場合は、そのうちの 1 つのみを基礎として用いばよいというものである。後者をとれば、たとえば無線通信技術標準の場合、中国は自国が推進する TD-SCDMA のみを基礎とする強制規格を制定し、それに準拠しない製品の販売等を禁止しても何ら TBT 協定 2.4 条違反を問われないことになるが、同強制規格が他の代替的標準を技術的に排除するものだとすると、そのような事態は強制規格が貿易障害を構成する最たる状況といえ、これを TBT 協定が放置するような解釈は合理的とは言えない。他方、前者の解釈を採用すると、複数の国際規格が存在する場合に、それぞれを基礎として用いた結果、強制規格の本来の目的を達成できない事態が生じるおそれもあり、規制主権に対する介入が過度となるおそれなしとしない。しかし、次に見るように、2.4 条には国際規格が当事国によって「追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合」の例外が設けられている。前者の解釈を採用しても同但書を活用することによって適切な処理を行うことは十分可能であろう。

本仮想事例に戻れば、CHAIT 強制規格が「国際規格を基礎として用いていない」との暫定的な結論が得られたとして、さらに前段落で触れた但書によって例外に該当するかどうかは改めて問題となる。この点については、WTO 紛争解決の先例は但書による正当化を認

⁸ Panel Report, *European Communities - Trade Description of Sardines*, WT/DS231/R, adopted October 23, 2002, para.7.78. なお、この点について、上級委員会は必ずしも立場を明確にしていない。

⁹ Panel Report, *European Communities - Trade Description of Sardines*, WT/DS231/R, adopted October 23, 2002, para.7.111 and Appellate Body Report, *European Communities - Trade Description of Sardines*, WT/DS231/AB/R, adopted October 23, 2002, para.248. 同事件に関する解説として、松下満雄「EC の鰯の表示」『WTO パネル・上級委員会報告に関する調査研究報告書(2003 年版)』17-37 頁参照。

めた事例(米国 COOL 事件パネル報告)と認めなかった事例(EC イワシ表示事件パネル及び上級委員会報告、並びに米国マグロラベル事件パネル報告)が混在している。この点の判断は、中国側がいかなる正当な目的を提示するかによるが、少なくとも同但書に例示されている「気候上の又は地理的な基本的要因」により、JASTOP と適合的な強制規格が正当な目的を達成するのに実効的でなく、又は不適切なものとなるかどうかについては、日中間の気候や地理の違いが特に自動車通信技術の世界に影響を与えるとは考えにくいと消極的に判断せざるを得ない。他の例示である「基本的な技術上の問題等」によって十分な説明が与えられるかは、上記の仮想事例からははっきりしないが、この点も消極的に判断するのが妥当であろう。

全体として、CHAIT 強制規格は国際規格である JASTOP 準拠製品を排除する構成部分を有するため「国際規格を基礎として用い」たとはいえず、かつ、この逸脱に正当な理由は見当たらないため、TBT 協定 2.4 条違反と結論することができる。

(小括)

以上 1) ～3) を総合した教訓として、以下の 2 点が指摘できよう。第 1 に、自国標準をいち早く国際規格化すれば、ライバル国の標準を TBT 協定違反に追い込むことも可能となり、逆にライバル国側は「気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術上の問題等の理由により、当該国際規格・・・が・・・正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない」ことの説明を求められることとなる¹⁰。このことから、自国標準の国際規格化の重要性が容易に認識できよう。第 2 に、本仮想事例の特殊の事実関係の下での示唆に過ぎないとの限定を付する必要があるものの、上記の分析を見る限り、JASTOP を JAIT と切り離して先行して国際標準としたことは、非常に大きな実務的な意義を持つてくることが分かる。つまり、国際標準は最初から包括的なものを目指すよりも、特定の部分だけでも、早い段階で制定できるものから先行して国際標準とした方が有利となる可能性がある。

4) CHAIT 強制規格の制定過程は TBT 協定 2.9 条適合的か？

TBT 協定 2.9 条は次のように規定している。

「2.9 関連する国際規格が存在しない場合又は強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、加盟国は、次の措置をとる。

¹⁰ 先例は、被申立国の強制規格が国際規格を基礎としていない場合でも、「気候上の又は地理的な基本的要因、基本的な技術的要因等の理由により、当該国際規格・・・が・・・正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない」とは言えないと主張立証する責任は申立国側にあると判定している。Appellate Body Report, *European Communities - Trade Description of Sardines*, WT/DS231/AB/R, adopted October 23, 2002, paras.274-283.

2.9.1 特定の強制規格を導入しようとしている旨を、他の加盟国の利害関係を有する者が知ることのできるように適当な早い段階で出版物に公告する。

2.9.2 強制規格案が対象とする産品を、当該強制規格案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する。その通報は、当該強制規格案を修正すること及び意見を考慮することが可能な適当な早い段階で行う。

2.9.3 要請に応じ、強制規格案の詳細又は写しを他の加盟国に提供し、及び可能なときは、関連する国際規格と実質的に相違する部分を明示する。

2.9.4 書面による意見の提出のための適当な期間を他の加盟国に差別することなしに与えるものとし、要請に応じその意見について討議し、並びにその書面による意見及び討議の結果を考慮する。」

第 1 に、本仮想事例では「関連する国際規格が存在」するものの、「強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合」に該当し(上記の 3)参照)、かつ輸入禁止効果を有する「当該強制規格案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがある」ことは、ほぼ自明であることから¹¹、2.9 条の適用範囲に該当すると考えられる。第 2 に、(仮定 3)の「同規格導入後・・・WTO・TBT 委員会に通報」した事実から、2.9.2 条に違反するおそれが強い。実際に WTO 先例では、米国がたとえ国内で規格案を公表していたとしても、規格採択前に TBT 委員会に通報しなかった事実をもって、同条項違反が認定されている¹²。第 3 に、(仮定 4)の「秘密裏に進められ・・・海外メーカーは情報開示も意見表明の機会も与えられなかった」事実から、2.9.1 条及び 2.9.4 条の両違反を構成する可能性も高い。これらの規定の違反は、TBT 協定 2.10 条の「安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じている場合」の例外によって救われる可能性があるが、仮想事例の事実関係では、これらの正当化が説得力を持ちうる状況にあるように思われない。よって、CHAIT 強制規格の制定過程は TBT 協定 2.9.1 条、2.9.2 条及び 2.9.4 条にそれぞれ違反するおそれが強い。

5) CHAIT 強制規格公表後、2 か月で製造、販売及び輸入を全面的に禁止したことは TBT 協定 2.12 条違反か？

TBT 協定 2.12 条は次のように規定している。

「2.12 加盟国は、2.10 に規定する緊急事態の場合を除くほか、輸出加盟国、特に開発途上加盟国の生産者がその産品又は生産方法を輸入加盟国の要件に適合させるための期間を与えるため、強制規格の公表と実施との間に適当な期間を置く。」

¹¹ Panel Report, *United States - Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes*, WT/DS406/R, adopted April 24, 2012, para.7.531.

¹² *Ibid.*, paras.7.541-542.

CHAIT 強制規格は 20XX 年 12 月 1 日に公表され、翌年 2 月 1 日には実施されている。ここではこの 2 か月間が「生産者がその製品又は生産方法を輸入加盟国の要件に適合させるための期間」として「適当な期間」と言えるかどうかが問題となる。当該「適当な期間」について、ドーハ閣僚宣言第 5.2 段落は、「通常、6 か月を下回らない期間を意味すると理解されるものとする (shall be understood to mean normally a period of not less than 6 months)」と規定する¹³。米国の強制規格が公表から 1.5 か月又は 3 か月で実施された事案に関する先例では、この第 5.2 段落が法的拘束力を有するかどうか争われたが、パネルも上級委員会もこれを指針とする点で一致し¹⁴、2.12 条違反が認定されている。よって、CHAIT 強制規格の公表から実施までの期間が 2 か月であることから、同条項違反がほぼ明らかである。

なお、CHAIT がハードウェアでなく主にソフトウェアで構成されることを考えると生産ラインを全面的に見直すなどの対策は不要かもしれない。しかし、自動車インターネット技術標準の違いによって、一部の電気系モジュールに変更を加える必要が生じる可能性もあり、こうした点も考慮に入れると、やはり 2 か月間は、生産者に与えられる要件適合期間としては到底適当なものとはいえないだろう。とりわけ中国の国有メーカーは強制規格制定プロセスに参加し、どのような強制規格が制定されるのか詳細を把握していたのに対し、海外メーカーは規格案の公表や意見募集の機会もなく、いわば不意打ち的に制定されたことを合わせ考慮に入れると、この実施期間の短さの不当性がさらに際立つ。

6) CHAIT 強制規格は、TBT 協定 2.1 条違反の輸入品に対する「不利な待遇」を構成するか？

TBT 協定 2.1 条は次のように規定する。

「2.1 加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される製品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする製品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。」

TBT 協定 2.1 条の「同種」性に関する判例基準に照らせば(福永委員の執筆章(第 2 章参照)、JASTOP・JAIT 搭載自動車と CHAIT 搭載自動車は「同種」とであると判定される可能性が極めて高い。さらに前者の販売及び輸入の禁止は「市場における競争条件を不利に変更」するに該当することはほぼ間違いない。最後に、福永委員の執筆章(第 2 章)において紹介された最近の判例における「正当な規制上の区別」に該当するか否かの審査が必要となる。しかし、(仮定 3)において、中国が TBT 委員会に通報した「安全性」、「環境保護」、「省エ

¹³ Doha Ministerial Decision on Implementation-Related Issues and Concerns of 14 November 2001, WT/MIN(01)/17, para.5.2.

¹⁴ Panel Report, *United States - Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes*, WT/DS406/R, adopted April 24, 2012, para.7.576 and Appellate Body Report, *United States - Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes*, WT/DS406/R, adopted April 24, 2012, paras.268-269.

ネ」のいずれの目的からも、むしろ安全性確保の点から優れ、また環境保護、省エネの観点からもそんな色ないと考えられる JASTOP・JAIT 搭載自動車を上記のように区別する措置の正当化は極めて困難である可能性が高い。よって、中国の TBT 協定 2.1 条違反と判定される可能性が高い。なお、TBT 協定 2.1 条違反は TBT2.4 条上、JASTOP が国際規格であるか否かや TBT2.4 条の国際規格を「基礎として用いる」義務に違反しているか否かとは独立して、認定されうることには注意が必要である。

7) CHAIT 強制規格に適合しない自動車の製造、販売及び輸入の全面的禁止は TBT 協定 2.2 条違反の「貿易に対する不必要な障害」を構成するか？

TBT 協定 2.2 条は次のように規定する。

「2.2 加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。」

CHAIT と JASTOP との不具合の結果(仮定 4)、CHAIT 強制規格化により、JASTOP 技術を用いた自動車の製造、輸入及び販売が全面的に禁止されることになる。しかし、むしろより安全性の高い技術を選択できる規格(JAIT)という代替案でも安全性の目的が十二分に達成できるのではという疑問が生じる。この点については、(仮定 6)の「中国の自動車販売市場は世界第 1 位の市場であり、かつ、2010 年代以降、急速に輸出競争力をつけており、輸出市場においても中国は日本に次いで第 2 位を占めている。」という事実が考慮に入れられる可能性も高い。つまり、今回の CHAIT 強制規格化は、通報された「安全性を確保する」という目的でなく、むしろ世界自動車市場における日本産又は日本発標準型自動車の国際競争力を削ぐことが主な狙いとして立案されているのではないかとの疑いが、TBT 協定 2.2 条違反の認定を導く 1 つの要素となりうる。また、TBT 協定 2.2 条の観点からは、(仮定 5)の中国市場向け以外の自動車の製造までも禁止する必要があるかという疑問も生ずる。中国市場における安全性確保等が当該強制規格の目的であれば、中国市場向けでない自動車に関し、当該強制規格を強制することは「不必要な障害」と判定される可能性がある。なお、TBT 協定 2.1 条同様、TBT 協定 2.2 条違反は TBT2.4 条上、JASTOP が国際規格であるか否かや TBT2.4 条の国際規格を「基礎として用いる」義務に違反しているか否かとは独立して、認定されうることには注意が必要である。

4. 日本政府及び企業がとるべき戦略 — まとめにかえて —

以上の仮想事例の検討を通じて、日本政府及び企業のとるべき戦略として以下のような点が浮き彫りになったと考える。

1) 国際標準制定過程への積極的関与

官民協力により、日本発の技術標準の国際標準化をできるだけ早く達成すべきである。その際、3の1)～3)の(小括)でも触れたように、国際標準は最初から包括的なものを目指すよりも、特定の部分だけでも、早い段階で制定できるものから先行して国際標準とした方が有利となる場合もあることに留意すべきである。

2) 積極的な情報収集と TBT 協定に基づく苦情申立て

他国における技術標準の制定の動きをいち早く察知し、その制定過程においても、必要かつタイムリーな情報が関連事業者及び事業者団体のみならず、政府にも伝達されるような仕組みを構築すべきである。こうした制定過程に関する情報は、例えば、TBT 協定に基づく違反のおそれを指摘する等二国間レベルで苦情申立てを行う際に不可欠な情報であるが、政府だけではその収集は困難である。ここでも官民協力の重要性が際立つ。

3) 制定前又は制定後の TBT 委員会に対する通報時の積極的な質疑・コメント提出

他国が技術標準を制定する前又は制定した後に TBT 委員会に対し通報した際、質問を提起し、及び問題点を指摘する等、積極的な関与が望ましい。しかし、上記 2) 同様、WTO・TBT 委員会に参加する担当官が個々の業界における技術的問題及び他国の技術標準制定過程に通暁していることを期待することは、まずできないため、問題の技術に詳しい専門家の協力や関連業界団体による情報収集によるサポートが重要となる。やはり、ここでも官民協力が重要である。

4) WTO 紛争解決手続の活用

2)の苦情申立てや 3)の TBT 委員会での質問・コメントによっても事態が改善しない場合は最終手段として WTO 紛争解決手続に訴えることを検討すべきである。この段階においては、2)及び 3)の過程を通じ、緊密に官民協力によって必要かつ十分な情報及びデータが収集できているか、並びに法的主張が十分に発展・精緻化されたか否かが、パネル及び上級委員会に対する説得力を左右し、ひいては最終結果を左右することとなる。

以上から、この国際標準化及び TBT 協定の関係する分野においては、シームレスな官民協力が極めて重要であることが明らかであろう。すでにこうした協力体制が構築できている産業分野も少なくないと考えられるが、そうした先行事例も参考に各分野で官民協力体制の構築を推進すべきである。

【参考文献】

青木成樹「中国技術標準の変化が日系電機メーカーに与える影響」Best Value 22 号
(2009 年)26-33 頁

一般財団法人日本自動車研究所ウェブサイト「ITS 動向調査・標準化」
<http://www.jari.or.jp/tabid/113/Default.aspx>

遠藤誠『中国における技術標準化と特許』（日本機械輸出組合、2008 年）

経済産業省通商機構部『不公正貿易報告書』（各年度）

特許庁新興国等知財情報データバック「中国における IT 分野の技術標準に係る諸問題
と傾向」（2013 年 10 月 1 日）

松下満雄「EC の鰭の表示」『WTO パネル・上級委員会報告に関する調査研究報告書(2003
年版)』17-37 頁。

An, Baisheng “Intellectual Property Rights in Information And Communications
Technology Standardization: High-Profile Disputes and Potential for Collaboration
Between the United States and China,” *Texas International Law Journal* 45 (2009)
175.

Kim, Dong-hyu, Heejin Lee, Jooyoung Kwak, and DongBack Seo, “China's
information security standardization: Analysis from the perspective of technical
barriers to trade principles,” *Telecommunications Policy* 38 (2014) 592.

〔禁無断転載〕

貿易障害を生じる基準認証と国際規律 報告書

発行日 平成 27 年 3 月

編集発行 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号

第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>
